平成24年第4回西郷村議会定例会

議事日程(2号)

平成24年12月10日(月曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

No.1 1 6番 室 井 清 男 君 (P17~P29) No.2 15番 佐 藤 富 男 君 (P30~P52) No.3 3番 南 舘 かつえ 君 (P53~P56)

- 出席議員(18名)
 - 1番 鈴木勝久君 2番 真船正晃君 3番 南舘かつえ君 金田裕二君 4番 藤田節夫君 5番 6番 仁平喜代治君 7番 秋山和男君 8番 徳 田 進 君 9番 小林重夫君 10番 白岩征治君 11番 矢 吹 利 夫 君 12番 上田秀人君 13番 高木信嘉君 14番 後藤 功 君 15番 佐藤富男君 16番 室井清男君 17番 大石雪雄君 18番 鈴木宏始君
- ・欠席議員(なし)
- ・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大 倉 修 君
教 育 長	加藤征男君	会 計 管 理 者 兼 参事兼会計室長	真船和憲君
参 事 兼 総 務 課 長	山崎 昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	環境保全課長	藤田雄二君
福祉 課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	金田勝義君
建設課長	高橋廣志君	企画調整課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参 事 兼 学校教育課長	水野由次君
生涯学習課長	相川 博君	農業委員会事務局長	東宮清章君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

 参 事 兼
 次 長 兼

 議会事務局長
 松 田 隆 志
 議事係長兼 藤 田 哲 夫

 兼 監 査 委員主
 任 書 記

 庶 務 係 長 池 田 早 苗

◎開議の宣告

○議長(鈴木宏始君) おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日 の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎追加日程の議決

○議長(鈴木宏始君) ここで、ただいま発議2件が提出されました。

15番佐藤富男君ほか16名から発議第7号「西郷村議会議員が東京電力からの賠償を拒否する決議」の件が提出され、続いて、放射能対策特別委員会委員長から発議第8号「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書」が提出されました。

おはかりいたします。

はじめに、発議第7号「西郷村議会議員が東京電力からの賠償を拒否する決議」の件についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。ご 異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加して、追加日程第1として直ちに議題とすることに 決定しました。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 発議第7号の配付を行いますので、暫時休憩いたします。

(午前10時01分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前10時02分)

◎追加日程の上程(発議第7号)

○議長(鈴木宏始君) 追加日程第1、発議第7号「西郷村議会議員が東京電力からの賠償を拒否する決議」の件についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) 15番。発議第7号についての説明を申し上げます。

また、本日は皆様方に賛成のご署名を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。さて、今回の西郷村議会議員が東京電力からの賠償を拒否する決議についてでございますが、これは平成24年12月5日に発表されました、東京電力株式会社による自主的避難等に係る損害に対する追加賠償の「福島県南地域および宮城県丸森町の方」に対する賠償支払いにつきましては、到底承服できない。よって、西郷村議会議員にあっては、賠償金の請求及び受け取りを拒否し、抗議の意を強くするものであるという決議であります。この決議につきましては、西郷村民の方々、また、議員の方々はまず全く別として、少なくとも選挙で選ばれ、村民から負託を受けた議会議員は、村民の方々のご不満、ご要望に対して真摯に、そしてまた強く東京電力に訴えていく責任があると思っております。

そういう中で、今回、東京電力が示されました賠償につきましては、大人4万円、いわゆる今年の1月1日から8月31日までの間についての精神的苦痛、そしてまた生活費の増加分、避難及び帰宅に要した費用として4万円が示されたわけであります。そしてまた、一番大きな問題は、この4万円がこれで我々に対する賠償は終わりだということを東京電力が一方的に言ってきたことにあります。これからが本当の意味での精神的な苦痛、そしてまた実害がまいります。

そしてまた、今日お見えでございますけれども、子どもたちがこれから本当に元気で健康に育つという中においても、まだまだ私たちは不安を隠し切れません。そういう意味で、絶対に議会の議員として子どもたちを守っていく、村民を守るという観点からすれば、この4万円では到底承服できないわけでありまして、この問題を蹴ってきちんと村民を代表する我々の意思を東京電力に示して強く抗議の声を上げたいというふうに思っておるところであります。また、東京電力の原子力発電所におきましても、1号機から4号機、全く収束をしておりません。そしてまた、まだまだ地震が来るたびに恐怖におののく現状であります。

こういったことで、我々は継続して、決してこの東京電力の原発事故を風化させることなく、村民の方々に対する責任を議会議員として全うしていくという意味で、今回の決議を提出したわけでございますので、皆様方にも全員ご署名いただきました。 全員で今後とも東京電力、そしてまた政府に強い抗議活動の声を上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、提案の理由とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(鈴木宏始君) 15番、決議文は読まなくていいの。

(「配付になっていますから」という声あり)

- ○議長(鈴木宏始君) ただいま提案されました発議第7号の決議案について、事務局より朗読させます。議会事務局長。
- ○参事兼議会事務局長(松田隆志君) それでは、朗読いたします。

西郷村議会議員が東京電力からの賠償を拒否する決議。

私たち西郷村議会議員は、平成24年12月5日に発表された東京電力株式会社の「福島県の県南地域及び宮城県丸森町の方に対する賠償」の支払い主旨について、到底承服できない内容であり、東京電力株式会社への賠償請求及び受け取りは断固として拒否するとともに、長期にわたる福島県南地域への実態に合った、健康問題も含めた適切なる賠償を請求する。

また、福島県南地域が放射能障害のない「あたりまえの日常」が達成するまで、東京電力及び政府に対し断固とした抗議活動を行っていく。

以上決議する。

平成24年12月10日、西郷村議会。 以上でございます。

○議長(鈴木宏始君) 説明が終わりました。 発議第7号に対する質疑を許します。 (「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論は省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

おはかりします。

西郷村議会議員が東京電力からの賠償を拒否する決議について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

よって、西郷村議会議員が東京電力からの賠償を拒否する決議については、原案のとおり決しました。

◎追加日程の議決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、発議第8号「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書の提出について」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加して、追加日程第2として直ちに議題とすることに 決定しました。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 発議第8号の配付を行いますので、暫時休憩いたします。

(午前10時10分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前10時12分)

◎追加日程の上程(発議第8号)

○議長(鈴木宏始君) 追加日程第2、発議第8号「東京電力福島第一原子力発電所事故 に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。放射能対策特別委員会委員長、佐藤富男君。

○放射能対策特別委員長(佐藤富男君) 15番。発議第8号につきましてご説明を申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書の提出についてでございます。 提出の理由といたしまして、いまだ収束しない原子力発電所事故の賠償等について、 別紙のとおり意見書を提出するということでございます。その意見書の案をこれから 朗読いたしますので、皆様方からご理解を賜りたいと思います。

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書(案)。

東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故から1年9ヶ月が過ぎた。

16万人とも言われる福島県民が強制避難を余儀なくされたうえ、今なお事故当時と何ら変わらず、恐ろしい放射能によって正常な日常を奪われている。

国、東電は、なおも3・11の悲劇を忘れ、いまだに原発に固執し続けていることは、罪のない子どもたちの未来を奪い、かけがえのない農地、山林、自然を崩壊することにほかならない。私たちは「あたりまえの日常」を奪われた。だから、原発事故がもたらした恐ろしさを後世に伝えていかなければならない。経済の基盤と称して電気政策を原発に求めることは、新たな悲劇をつくることだとすでに証明されたはずである。政府は一刻も早く「脱原発」の工程表をつくるとともに、新たな安全なエネルギー政策を力強く推進しなければならない。

また、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会は、平成23年12月6日、避難指示等が出ていない地域から自主的に避難した住民及び避難せず住み続けていた住民への、精神的不安等による賠償地域の範囲を決定したが、この決定は地域の放射線の実情や住民感情を理解せず、安易に郡単位などで区切ったもので、真に実態を無視した杓子定規で一方的な決定であり、福島県南地方のように、今でも高線量下にある地域を差別し、賠償地域から除外したことはまったく納得いくものではない。

さらに、平成24年12月5日、東京電力は福島県民に対し精神的苦痛の実態を無視した賠償金を示した上で、これが最終の一律賠償と宣言した。しかし、放射能による影響はまったく収束していない。被曝者への賠償については、民法で損害賠償を請求する権利が3年で消滅すると定めているが、原発事故による人体や生活環境への影響はまだまだ長期化する。事故原因者である東京電力をはじめ、原発政策を進めてきた国等は、長期にわたって住民に対し下記のとおり補償を続けていくべきである。

以上決議し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1. 政府は一刻も早く「脱原発」の工程表を作るとともに、新たな安全なエネルギー政策を力強く推進すること。
- 2. 福島県南地方の住民に対し、杓子定規ではなく、実態に合った賠償を長期にわたって行っていくこと。
- 3. 政府は、被害者に時効への不安が広がっていることを直視し、しかるべき立法 的措置をもって新制度を確立すること。また、東京電力は、裁判所に「消滅時効 」を主張せず、今後も現実に沿った賠償を継続していくこと。

平成24年12月10日、福島西郷村議会。

内閣総理大臣 様

経済産業大臣 様

環境大臣様

福島県知事 佐藤雄平様

以上でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(鈴木宏始君) 説明が終わりました。

発議第8号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論は省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

おはかりします。

発議第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

よって、発議第8号は原案のとおり決し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長(鈴木宏始君) 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則とします。

それでは、通告第1、16番室井清男君の一般質問を許します。16番室井清男君。 ◇16番 室井清男君

- 1. 原発災害より子育て補償要求について
- 2. 西郷村内道路開発について
- ○16番(室井清男君) おはようございます。16番。ただいまから一般質問を行いま す。一般質問は村長に行うものでございますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、放射線により子どもたちに食べさせるものも食べさせられないということについて、村長にお伺いするものでございます。それというものは、今年度の秋に私経験したことでございますが、私は畑に連作障害をするが為にですね、トウモロコシを栽培しました。その栽培したトウモロコシが実が成ったものでございますから、これをあるところの子どもさんのいる家庭に電話をしました。トウモロコシが大変よく成っているから、来て、もいでいって子どもさんたちに食べさせてくださいという電話をしたわけでございます。それにもかかわらず、取りにも来ないから、後からまた取っていって食べさせろと言ったのにもかかわらず、取りにも来ないのでどうしたんだと言ったらば、いただいていって食べさせたいのはやまやまでございますが、放射線によって汚染されているから食べさせることができないと、こうお母さんが言うんだということでございます。

なるほど、そのときに私はこう考えてみたんですが、全て山にいる動物でも人間でもみなこれ同じでございますが、子どもさんを持つ親というものは、かなり食べるものに対しては敏感に反応するものでございます。山にいる小鳥や山にいる動物であってもですね、このやつを子どもに食べさせられるか、食べさせられないかということ

は反応するものでございますから、これは食べさせられないというものを感じた場合には、絶対に食べさせないんです。人間もそうなんです。お母さんは、自分のお腹を痛めて産んだ子どもでございますから、自分のお腹を痛めて産んだ子どもに対して食べさせられるか、食べさせられないかということはよくわかっているんです。それで、これは食べさせられないからだめなんだということで、取りに来なかったわけでございますが、そういうことに対しまして村長は、常に言われているように、村民の生活を守る立場にあるんだ、生命を守る立場にあるんだということを言っておりますが、それに対して村長、今どう考えていますか。説明してください。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) おはようございます。16番室井議員の一般質問にお答えいたします。

お話しのとおり、安全ではないという状況に陥ってしまった。先ほど決議があった とおりでありますが、やっぱり私たちはこの子どものことに今、ということがありま したですね。親は子どもが一番大事です。私もそう思います。やっぱり子どもたちが ということで、自分が1人の一生、人生を終わるといったときに、どのように次の世 代がということを考えていろいろ生活をします。まず一つは、丈夫で健康でというこ とが一番でありますね。当然、そのためには安全な地域というふうになります。安全 な地域はということで、営々と私たちの祖先は頑張ってきました。水を、あるいは環 境を整え、あるいは作物をつくる、言われたとおりであります。言われましたとおり、 この放射能の汚染によって子どもたちに良好な栄養を与えることができなくなってし まったという現実がある。どうこれを整理していくのかということが私たちの責務で あります。今言われましたとおり、ヨウ素、セシウム、あるいはその他の放射性物質 が半減期を迎える間、あるいはそれがなくなるまでの間はいろんな問題が出てきます。 やっぱり100ベクレルという一つの食品の基準ができた。しかし、今一番悩ましい といいますか、難しいのはこの100ベクレルとかいろいろ言っているこの放射線量 がいかなる健康被害をもたらすかがよくわかっていない。あるいは現実論として、科 学者、医学者、物理学者の間において、どこまでがというのは非常に幅広い解説をす る人がいます。ということがあって、国は100ベクレルまで来ました。そして、私 たちはちゃんと正しく測って、それを正しく怖がる。どうガードしていくかというこ とに今力を注いでおります。

議員も申されましたとおり、本当にそのことを頭に置きますと、今防災無線で例えば折口原の何が、あるいは川谷の何が、あるいは羽太の何がという数字が出てきます。一番関心の高かった米、全量検査をしましたが、今のところは出ていないという、100を超えていないということがあって安心はしておりますが、しかしながら、やっぱりどこまでこれを守ればいいのか、あるいはどういった障害が出ているのかということについて、確固たる解説、あるいは政府声明、あるいは国際機関、そういったものの基準が出ていない中においては、やはり子どもを守るといった観点からは、なるべく少ないほうがいいという立場に立つのは当然であります。よって、どこまで守

るのか、どこまでが安全なのかということを早く追求していきたい。政府に対しましても、あるいは国連機関に対しましても知事とともに要請をしてきた。国に対してもこれをずっと要請してきた。しかし、まだ出ていません。まことに残念でありますが、早く出してもらいたい。そして、これはよく測って安全なものを食べさせていきたいということをしなければ、議員おっしゃられたとおり、子どもに対する親心、あるいは世間一般の安全といったもの、あるいは風評といったものについてもなかなか払拭できないだろうというふうに思っておりますので、この点につきましては、私たち西郷村でできる範囲、機械を買う。どこまで、GM管といいますか、放射線量を測るのかということで、除染あるいは中和剤とかいうことまでの限界があります。しかし、それをいち早く進めて、そしてそれに対応していきたいというふうな気持ちで今いるところでございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) これはいつだったかな、先般、しばらく前だったんですが、私は何とか子どもさんに食べさせる食料ですか、これを全く安全な形の中で食べさせるようにしなくてはならないと思いまして、本音は子どもさんの食に対する安定法の制定、これを要求しておかなくちゃならんと思いましてですね、参議院の岩城光英先生のところにお願いに行ったときに、岩城先生の事務所で二本松の三保市長さんと会いました。そして、そこでもそんな話をしました。それから、岩城先生の事務所から出まして森まさこ先生のところに行ったときには、双葉町の何ていったっけな、あの双葉町の町長さん、(不規則発言あり)ああ、井戸川さん、井戸川町長さんがおられまして、そのときに井戸川町長さんの申されたことには、国がはっきりしてくれないのでですね、これで我々行政の長としてとても、住民の生活を守るとかと言ってはいるけれども、守ることができないということを大変つぶやいて涙ぐんでおりました。これはやっぱりどのようなことがあってもですね、原発の責任というものは東電並びに政府がこの責任を負わなくちゃならないんです。

そこで村長、こんなことをご存じかどうか聞くんですが、山にいる鳥で山鳥というのはキジを称するものなんだけれども、「山は焼けても山鳥は飛ばぬ、飛ばぬはずだよ、子がかわいい」ということがあるんですよ。これ山に火がついて山がどんどん燃えてきますれば、子どもを守るのにはですね、あの鳥は小さな子どもを自分の腹の下にもう入れてしまって、羽根でもってずっとこう覆ってですね、自分の命は火をかぶって焼けても子どもの命を守るんだということで、山にいる鳥ですらも子どもに対するそういう愛情というものがあるんですよ。これは人間はなおさらのことなんです。子どもさんを守るその愛情というもの、それだからお母さんがよそに行って、何かをいただいて何かを食べる。食べたときには、これはおいしいと思ったらば自分が食べないで家へ持ってきて子どもさんに食べさせるとか、これは親として子どもを思う親心なんですよ。その子どもを思う親心にまであの東電なるものがですね、放射線によってその気持ちまで脅かしているんです。ですから、これは絶対に許すことができないと考えているんですが、そのことについて村長はどう考えますか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 責任追及の話であります。私も最初は鉄腕アトム、10万馬力、 原発、原子力によってあのロボットが動く社会貢献、あるいは平和の維持、いろんな ことで手塚治虫の漫画の中に書いてありましたですね。あれはすごいと思っていまし た。やっぱりそういった夢のエネルギーといったものも手にする時代が来るだろう。 しかし、去年のあの地震によるあの事故によって、いまだ16万人の県民が本当に家 に住めない、そういった事態を考えますときに、どこに問題があったのか。これまで NHKあるいはいろんな放送、あるいは新聞で見てもわかりますとおり、神話がつく られていた。神話に我々はそれを信じていましたが、実は完全なコントロール、エネ ルギーの運用についての技術が確立されていなかった、あるいはそれを放置していた、 あるいは過信していた、そういったことが露呈してきたわけであります。結局、この エネルギー政策の推進は国家が決めて、そしてその安全基準あるいは原材料の調達、 いろんな日本だけではできません。いろんなことを考えてやってきたという結果にお いて、今言われたようなこの納得しがたい今の事態に陥ったということについては、 やっぱり東京電力は具体的にこの事故を起こした当事者であります。しかし、それを 推進してきた国家といったものについてもこの責任を感じるといいますか、とらなけ ればならないということがあるというふうに思っております。

結局、できたエネルギーについては、福島よりも東京、京浜に行くといった状況があって、それを我が国民は享受した。日本国じゅう同じです。今の原子力によってエネルギーを使っている、それが3割近くまで行っているというこの現実論からいいますと、やっぱりそういった一つの安全の神話の中にいたということについて、今さらほぞをかむといいますか、もう少し何とかすべきではなかったかと、してもらいたかったという気持ちがあって、それが私たちのこの納得しがたい今の状況にあるというふうに思っておりますので、東京電力、そしてこのエネルギー政策をつかさどったところ。しかし、このエネルギーをつかさどるところ、経済産業省、これを動かす者は国会議員であります。国家のこと、国会議員を選ぶのは国民でもあります。そういったぐるぐるいろいろ考えますと、なかなかそれも含めて納得しがたい状況にあるわけでありますが、今はいち早くこれを克服していきたいと、そういう気持ちでいるところでございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) 全くこれに対して今大きく不満を感じているのはですね、村長知っていると思うんだけれども、だいぶ鉄道や何かでもって脱線事故だとか何かでもって大きな事故を起こしている、あるいは飛行機事故で航空機の事故があったりしていますね。そのときには、その会社の長という者は必ず処罰されるんです。だが、東電がこれほど大きな事故を起こして、東電が何の処罰もされないということを村長は不満を感じてませんか、ここ。どうです。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) おっしゃるとおり、もう市民の告発があって検察庁に送られた部

分ありますね。もちろん、それより先にこの当事者としての責任がいろいろありましたが、では具体的にということになります。もちろんこの責任をとることと、今の事故の対応について万全を期する、あるいは会社としてどう対応していくのか。今回、国費を投入することが決まりました。既に1兆円以上ということもあります。結局、事故の大きさといいますか、被害の大きさが当初想定したより相当大きいということがあって、これがもう東電1社ではということがわかってきました。この津波あるいは原発の被害、相当あって、3・11の24兆円以上の被害が想定されてこの対応が決まりました。そういうことがまだしかしとらえ切れないではないか、あるいはもっと拡大するのではないかといったことが今明らかになってきております。そういった意味で、やっぱり当事者である責任、それからそれを越えていく、復興する、そういった責任も重大な責務を負っているというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) この間の5日、この議会の開会、冒頭の日だったんですが、これはちょうど5日の午前中、私が病院にかかっておりますので、私の診察、検査の日だったんですよ。それで、5日の冒頭の本会議には私、議長の許可を得て欠席をさせていただきました。それで、大体あのときにはもうほとんどこの議案は午前中だけで終わるであろうというような推察をしたものですから、郡山の西ノ内病院で検査をして、そして終わったのが大体11時半をちょっと回ったぐらいに終わったわけでございます。それで、ここで共産党の先生方2人を前にして共産党のことをしゃべるのは、これ甚だ失礼なんですが、お許しをいただいてしゃべりたいと思います。

ちょうど5日の午後2時15分から、福島のあの駅前の大通りの大混雑している路 上においてですね、そのときに日本共産党のこの選挙に対する大演説会があそこで開 かれたんです。恐らく1,000人から1,500人くらいはいたのではないかなとこ う思われましたが、そのときに共産党のあの志位委員長がですね、私が考えているこ とと全く同感なことを申されたんですよ。それは後先にはいろいろなこの原発問題の お話がありましたが、その話の中で一番大切だったのは、子どもたちの泥遊びの問題 なんですよ。今ここでもって志位委員長が申されたことは、ここで子どもたちの泥遊 びが危険だから泥遊びをしちゃいけませんよ、泥遊びをしちゃいけませんよというこ とを、この子どもさんたちに泥遊びすらやらせないとしたならばですね、将来の農業 は、農業というものはいつも土とともに生きているわけでございますから、土をこね くらなくちゃならないんですよ。そのときに土をおそれて手を出さなくなった場合に は、当然日本の農業というものはだれもやる方がなくなってしまうんだろうと。そう した場合には、なくなれば外国からの輸入に頼るほかない。外国から食料を輸入した ものを食べるということになればですね、食の安全というものは完全に脅かされてし まう。何を食べさせるかわからない。そういうことになるから、日本の農業はどのよ うなことがあったって守っていかなくちゃならないと言ったんですよ。そして、これ を守るが為には、やっぱり小さな子どものうちから泥遊びをさせて、土というものは こういうものであるということを理解された上でのこれからの農業でなくてはならん ということを、共産党のあの志位委員長は申されました、あそこで。

私はそれを聞いていて、全くこれは同感だなと思いましてですね、私もそのときに、 これはよくわかるんです、私が着ているのはいつも綿入りはんてんを着ていますから。 これは皆さんからトレードマークだなんて言われているんですが、その姿でもって、 志位委員長はあの道路のところに大きな車を置いて車の上で大演説をやっておったん です。それを言ったから、私はそこでですね、「志位委員長、そのとおりだ」という ことで、私は大手を挙げて道路の真ん中まで出ていったんですよ。そうしたら警察官 が十五、六人ぐらいあそこで交通整理をしておったんです。そのときにですね。警察 官が私のところに来て「危ないから出ないでください」ということでワッと飛んでき たんですよ。私はこれに反発しました。あそこでもって日本共産党の志位委員長があ れだけの演説をやるのにはですね。あらゆる許可をとって、選挙管理法に基づいて、 そしてあそこでやっているんですよ。私が出ていったことをあの警察官が私を止める ならばですね、私を止める前に入ってくる車を止めなくちゃならないですよ。それを 車を止めずして私のところへ入ってきて私を押さえたということはですね、これは日 本共産党に対する弾圧行為であるとしか私はそれは言えないんですよ。それで、警察 といざこざがそれはあったんですが、その中でやっぱり子どもたちの泥遊びは絶対に 守らなくちゃならんということを強く言っていました。

そして、終わりまして福島駅で新幹線に乗りまして、郡山まで車でだからわずか 10分か15分くらいの時間だったでしょう。そのときに言ったんですよ。子どもだ けはどんなことがあったって、この原発の中から守らなくちゃなりませんと。それだ から、私は今から40年前にですね、原発反対運動の先頭に立って反対をしておりま した。だが、そのときに東電で言ったことは、「地球が壊れても原子炉は壊れません よ」と言ったんですよということを志位委員長によく言ってやりました。昨日だか一 昨日だかのテレビでそいつを言ってくれましたがね。それだから、子どもの命、子ど もを育てるということ、これはやはり親の子どもに対する愛情なんですよ。恐らくこ の愛情を通じてですね、山には栗も成ったでしょう。秋でも成っているんです。いま だにまだ柿も成っているんです。この子どもさんが好んで食べたがる、それを食べさ せられないというお母さんに対しては、本当に私は申しわけないと思いました。それ よりもっと申しわけないのは、子どもさんに対して申しわけないんですよ。今から 40年前に、私があのときに力をもっと発揮してこの原発を許さなかったとしたなら ばですね、こんなことは起きなかったんですよ。それで、私の力が至らないが為に、 あの原発を許したが為に、今福島県民はこんな問題が起きているんじゃないですか、 これは。これに対して、子どもさんに対しては全く申しわけないんですよ。(不規則 発言あり)子どもに対して全く申しわけないんです。これからのお母さんが子どもさ んを育てるのには、かなりの努力が必要だと思います。これに対しまして、村長が西 郷の子どもを守らなくちゃならない、西郷の生命、財産を守らなくちゃならないとい う気持ちがあるならばですよ、あれも政府に言ってですね、かじりついてもおやつ代 のあめ玉一つでもいいです、パン1個でもいいですよ、それをむしり取ってきて西郷 の子どもさんに与えるようなことをやらなくちゃならないんじゃないですか。村長、 どう考えます、このことについて。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) やっぱり40年前に、今言われたとおり、この原子力が始まるときに今のような議論、相当あったんだろうと思います。結局、スタートをするといったときには、将来見通しあるいは安全、それを踏まえて始まったんだろうと私も思っています。しかしながら、今こういう事態になってみると、やっぱり16万人が家に住めなくて、あるいは住んでいても今のような状態があるというふうになれば、やっぱりこれは早くこれを、1つはそういった状況から脱する、除染をする、あるいは食べ物を安全なもので、あるいは環境を直していく、ここに一番力を入れなければならないというふうに思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) この秋、栗が成ったときにですね、栗がたくさん落ちている。これをお母さんと子どもさんたちが来てこれを見たときに、これは拾いたいだろう、拾えば栗御飯も食べたいだろう、それも食べさせることができない子どもさんは、そこまでわからないから食べたい。その間に挟まっている親の気持ちというものは、とても私たちが察するそれ以上のことがまだまだあるんですよ。だから、ここでやっぱり、これはしばらくの間はですね、子どもさんに対しては何の罪もないんですから。また、この原発によって子どもさんに対しては何の利益も得ていないんですから。ただ無心に生まれてきて、お母さんの温かい愛情の中ですくすくと育てられているんですから、これはあらゆる面で細かなところまで気を配ってですね、西郷は西郷の子どもさんを助けていきましょう。子どもにとっては、うちの子ども、だれの子ども、子どもさんにとっては境がないです。みんな同じですよ。ですから、これはやっぱり各行政、市町村ごとに守っていかなければこれは守り切れないものが出てきますので、今後、西郷は西郷の子どもさんを守っていくんだという、もしその気持ちが村長にあるならば、ここで今、この子どもさんたちに対して村長のその気持ちを申し上げてください。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 子どもの気持ちは全く同じです。やっぱり環境が子どもが立派に 育つということの条件は、本当に食べ物、あるいはさっきの土の話、環境を整えると、 まず最初がそれですね。そういったことをちゃんとやっていかなくちゃならんという 気持ちでおりますので、一生懸命やっていきたいと思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) 先ほど来、佐藤富男君から今後の賠償問題に対するもろもろの要求が決議されましたが、これに対しましてはですね、全力を挙げて国とのお話し合い、県とのお話し合いをやっぱりやらなくちゃこれはならないと思います。それに対しましては、こういう問題を本当に身の入った形の中でやるというならば、闘争精神を欠いて平和は来らずという言葉はございますけれども、やっぱり闘わなくちゃだめ

です、これは国や県を相手取ってですね。今度の衆議院の選挙をめぐってどういう形になっていくかわからないから、今それを私はじっと見詰めているところでございますが、あらゆる方法でこの闘いを進めていかなくてはならないと思います。それで、今晩、白河の文化センターで自民党の選挙に対する演説会がありますから、これを即、先ほど来決議していただきました意見書を、今晩はみんな関係している国会議員にお配りをしてですね、国会議員に対して十分やっぱり理解を深めていきたいなと思って、そんなことを今考えていることでございますので、これからやっぱり議会の活動も、そういったものに対してはかなり力の入る活動が示されると、こう思いますので、ひとつ村長、これに対して協力体制を何かお持ちであったなら述べていただきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 子どもたちの食べ物から発して、いろいろ条件を申されましたね。 やっぱり私たちは今は除染、あるいはそういったものをして環境を整える、いち早く これをしたい。そのために、やっぱりこの得体の知れないといったものを明らかにし てもらう。私たちだけの力ではできません。科学技術をあるいは結集して、そして世 界の技術、科学を結集してでも早く出してもらいたい、こういう要望をしているとこ ろでございますので、一生懸命やっていきたいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) それで、先ほど富男君から出された賠償金も、これは国の今の 方針を聞けば、これで賠償は打ち切るんだということで、これが最後の賠償なんだと いうようなことでございますが、こんなことは絶対許せないです、こんなことは。だ から、やっぱりこの放射線による損害をこうむったときには、どんな問題でもやっぱ りこれから取り上げて補償していかれるようなことをやるのには、やはり子どもに対 しては児童保護法の制定、原発による賠償による保護法の制定、この法律もやっぱり これから要求していかなくてはならないと思いますので、議会も受け取るやつを受け 取らないで、これを1つ武器にして継続していこうというこの方針が先ほど示された ものでございますから、そのように村長、よく理解していただきたいと思います。

これから次の問題に入りますが、次の問題は道路の問題でございますが、今、多分この選挙が終われば自民党が政権を担当するのではないかと、こう思われますので、まだこれ憶測ではございますけれども、今自民党が言っていることは、公共投資を行う。そして、公共投資を行う上において、かなりの建設費の財源を見出していくという一つの方針を持っていますから、ここでやっぱり道路の開発ということになればですよ、一番今、甲子の問題もかなりそれ問題がありますが、何といってもあの甲子温泉をただ通過させるということでは、これはいけないと思うんです。289ができたが為に甲子温泉はそのまま通過されてしまって、ここでもって甲子温泉の役には何も立たないんだというようなことはあってはならないのでですね、やはりあそこに一つのたまり場をつくらなくちゃならんというのが、今私がそれを考えていることでございますので、これも何らかの形でこの議会が終わり次第、行動に移そうと思いまして

いろいろ考えているということはございますが、これをあの自衛隊に対しましては、防衛施設のあるところに対して周辺整備事業法という法律に基づいて予算が執行されているわけでございますから、今あの山の中腹をずっと来ている那須甲子横断道路、あの道路を甲子でもってつながなければ、これはやっぱりだめなんですよ。甲子でもってつなげばですね、向こうからは布引山の林道がすぐあの剣桂の前の山の上まで来ているわけですから、あそこに橋をかけてあそこをつなげばですね、これは鬼怒川温泉から来ると鬼怒川温泉、板室温泉、那須温泉、そして今度は甲子温泉となってつながれば今度は湯本温泉、そして今度は東山温泉というように温泉道路がつながるわけですから、それをやれば一つあそこのところにたまり場ができるのではないかと、こう思われますので、これもこの選挙を通じて今国会議員になろうとしている連中によく含めた上でこの次のことを考えたいと思いますが、これもやっぱり行動に移さなければだめなんですよ。これに対して村長はどう考えます。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番、時間なので休憩に入らせてもらいます。
- ○16番(室井清男君) ああどうぞ、それじゃ休憩してください。
 - ◎休憩の宣告
- ○議長(鈴木宏始君) これより午前11時20分まで休憩いたします。

(午前10時59分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前11時20分)

- ○議長(鈴木宏始君) 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。 16番室井清男君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) ただいまは、この甲子トンネルばかりじゃなくてたまりをつくり たい、そういうお話から由井ヶ原に通じる道路、那須甲子有料道路を延長すべきであ るというお話がありました。これも前から構想というものは存じております。いわく 那須より甲子に至り、甲子から羽鳥に至り、さらに東山へというルートがあったとい うふうに聞いております。まさしくこの山岳道路を一本の線でつないで、そして風光 明媚、我が景勝を評価するという意図のもとにということを知っております。今、改 めましてまた議員からお話を承ったところでありますが、やはり甲子に新たなルート を通していくというのは、我々の夢であるというふうに私も思っております。しかし ながら、そう簡単にはいく道路ではない、あるいは県道であったしということもあっ て。ただ、やっぱり考えとしては持っていたほうがいいと私も思っております。現在、 そういったことでこの由井ヶ原に至る道路、あるいは由井ヶ原からということもあっ て、この羽鳥に至るルートといったこともございます。雪割橋が今架け替えというこ とに入りましたので、そういったことの延長ということも一つあるだろうと。しかし ながら、その部分は雪割橋を通るというルートでありますので、議員の甲子における 直近の道路ということにつきましては、よく話を承っておきたいというふうに思って おります。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) それで、何といいますか、西郷の観光ルートを1つ、やっぱりそういうものをつくって観光ルートを盛んにしなくちゃならないんですよ。それというのはね、今西郷村が日本全国でもって一番有名になっているのは何か、これを村長知っていますか、これ。わからないでしょう。(不規則発言あり)この日本の国の中で西郷だけにしかないというのは、村であって高速道路のインター、新幹線の駅を抱えているところは、これは西郷にしかないんですよ、まだ日本全国どこを探したって。大抵新幹線の駅を抱えているところはもう市なんですよね。村は西郷だけなんですよ。それとあわせて、やっぱり1つ、それらも観光ルートの大切なことになるんですが。また、会津の観光ルートの中でですね、会津といえば何が一番知られているかということなんですよ。これは会津磐梯山はもちろんでありますが、会津磐梯山よりもっと名が売れているのは小原庄助さんなんです。

小原庄助さんは、全く会津で大きな財界、財閥なので、土地は会津四郡、その土地 踏まんだって家に入れるんだというくらいの大きなやっぱり地主だったんですよ。そ の小原庄助さんが、歌にありますようにですよ、朝寝、朝酒、朝湯が大好きでそれで 身上つぶしたなんていうこと、これやっぱり変と感じませんか。私はそれを変に感じ たものだから、それらを追求してみたんですよ。そうしましたらばですね、今この辺 でギャンブルでパチンコ、競馬、競輪でもって財産を吹っ飛ばしている人は大分いる んですよ。それが全然名に残らないんじゃないですか、何も。そして、小原庄助さん だけが朝寝していて朝酒飲んで朝湯へ入っていたと。これはいまだにその名が継続さ れているということ、これはその裏に何かがあると思いまして、それらを追求してみ たんです。そうしたらば、あれは何か、これも話だからよくはわからないんですが、 あの天明年間のあの大飢饉のときにですね、そのときに会津方部の農民は困っている ものですから、会津の殿様は全部きれいに清算して会津の農民につぎ込んでしまった んですよ。それで、会津の殿様はすっかり貧乏してしまった。その会津の殿様にこん な貧乏をさせておかれないということで、小原庄助さんが会津四郡の土地を全部小作 人に買ってもらって、そしてそれを殿様に捧げたんですよ。それほどの大きな土地を 朝寝、朝酒でもってやったなんていったら、財産がなくならないうちに小原庄助さん の命が先になくなっているんですよ。それを財産がなくなっても小原庄助さんが生き てきたということは、これはやっぱりそこが証明するんです。

それで、小原庄助さんは自分の財産を全部会津の殿様につぎ込んで、そして会津の 殿様を救い上げたと。だが、殿様が一般平民に救われたとあっては、殿様のメンツに かかわるということでですね、それで会津盆歌のはやしの中に小原庄助さんのはやし を入れて、そして全国にそれを広めて。それだから、一般民は朝寝、朝酒でもって小 原庄助さんは財産をなくしたんだというように理解されているものですから、これが 今、私はここで暴露するわけではないですけれども、そういう状況の中でこの小原庄 助さんというものを起こした。それだから、ここには日本に、これは小原庄助さんは あれなんです、沖縄に行ったって北海道に行ったってどこに行ったって、会津盆歌の この小原庄助さんの話をすれば、これはわからないところないんですよ。私は九州に行ったときも、福島県といえば何が有名ですかと言ったら小原庄助さんが有名なんだって。そういう名所もあるんですから、鬼怒川温泉から東山温泉、それからもっと先の温泉にあの道路をつないだとしたらばね、そういう名所がここにあるというだけでも甲子温泉にはかなりの大たまり場ができるわけです。それをやらないことには、甲子温泉はこのまま素通りではなくなってしまいますから、だからやはりあそこに大きなたまり場をつくるということが、あの那須甲子横断道路、鎌房林道とつないで通れるということには一刻も早くやらなくちゃならない。じゃ、これもこの議会が終わり次第、そういったこともやっぱり政府は今度は公共投資やっても日本国民の経済を支えると言っているんですから、じゃそれらをやっぱりやらせる必要があると思うんです。だから、そのことに対しましては、村長も全くそれ同感であるということをさっき申し上げておったから、別にそのことについて村長の答弁を求めるものではありませんが。

それで、次に、この西郷搦目線なんです。この西郷搦目線は、鈴木平作村長のとき に、この289をその上で車を4号のほうへ逃がさないと、あのますみやの前でもっ て大混雑を起こすということで、西郷搦目線を都市計画にのせておいたわけなんです。 それだから、あそこの住民にしてみたら、道路をつくるというからおれたち協力して やったのに、いまだにこの道路をつくらないということは何事なんだというお叱りを 受けるのは、これは当たり前なんです。ですが、今までも民主党政権の中では、事業 は起こさないという一つの大きな方針を掲げていたから、これできませんけれどもね、 今度はやらなくちゃならないです、今度は。それで、前にもそれを何とかしようとい うことで、特別委員会をつくって仙台のあの防衛施設調査も行ったことがありますが、 村長もあのときそれ行ったけどね。あのときに、仙台の防衛施設庁の説明を聞いたと きに、今までは戦車は70トン級の戦車が一番大きかったけれども、今では100ト ン級の戦車がずらりできているんですよという、そういう説明を聞いたから、これは そういう大きな戦車、我々はともかく西郷の子どもたちに一目でいいからそういう大 きな戦車を見せてみたいなと。これは子どもたちは戦車なんていうと興味を持って見 るからね。それだから、そういう大きな戦車があるんだったら、西郷に持ってきて西 郷の演習場に持ってきてくれないかと。そうすれば、西郷の子どもさんたちをみんな 演習場の案内をして、そしてその100トン級の戦車を見せるからという、そういう お話を向こうでしたでしょう。そうしたら、防衛施設庁のほうで、いや、持っていき たいんだけれども、100トン級の戦車が渡るとみんな落っこっちまう橋ばかりだと。 橋が危なくて持っていけないんだと。戦車が橋つぶれたから来られないなんてことが あってはならない。川でも何でも越えてくるやつだから、つぶれたらつぶれたでその まま川でも何でも越えてきちゃったらいいんだけれども、やはり自衛隊が戦車を持っ ていくのに、戦車を渡らせて橋ぶっつぶしたなんていったら、西郷の皆さんに何て言 われるかわからないからこいつは持っていけないんだと、こういう説明を聞いたんで すよね。

それだから、ここにはこれだけの演習場があっても、その大きな戦車を持ってくることができないという、これを因果関係にひっかけてですね、そして西郷搦目線を下から上がってくるとあれ林養魚場にこう入っていくところと分かれ道あるわね、あそこ、何ていったっけな、ペンキ屋さんだか何かあって、あそこのところから南斜めのほうにずっとつけていけば、西郷搦目線があの東邦銀行のところの道路につながるんですよ。これにはやっぱり30億円ぐらいかかるんですよ。これもやっぱり西郷の財政の中ではできないから、これもやっぱり国にやってもらわないと。この運動もやっぱり今度は進めなくちゃならないと思うんですが、これ村長、どうですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 可能性はおっしゃるとおり、議員も一緒にあの第6師団まで行って、雪の日でしたね。そのことを鮮明に覚えております。結局あのときお願いに行ったのは、防衛庁予算を対応の一つとしてお願いしに行ったわけであります。あの後いろいろやりましたが、(不規則発言あり)やっぱり通行料とか何かではなかなか該当せんだろうということがあって今に至っておりますが、設計等は進めております。問題は、今言われているとおり、あそこは白河との同じルート、西郷搦目線ですから西原から白河の赤門まで6キロありますね。これの一ルートになっていますので、こっちは始点です。終点は白河の搦目山まで行きますので、この中でとらえていきたいというふうに思っております。これは準備をして、そして整備の方向に進めていくという気持ちでおります。
- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) そういうことがあったものですから、この前、これは自分が個 人的にそれを言ったわけなんだけれども、森まさこ参議院議員のところに行ったとき に、そいつを自分は言ったんですよ。それで、その話でもってですね、自民党の総裁 におれが会いたいから会わせてくれと言ったんですよ。そうしたら、今は自民党が政 権を担当しているわけでないから、暇だっぺからおれ会えるんじゃないのかなとこう 思ってそんなこと言ったら、電話してみたら、いや忙しくてと。何が忙しいんだかわ からないんだけれども、忙しくてだめですということになったから、それじゃ今度は 改めて総裁と会うことにするから、連絡するからそのときに会わせる道だけはつくっ ていてくれよなということを言って、そのまま自分は帰ってきたんですが、この議会 が終わり次第、また出かけていって会ってその話をしてみたいと思うんです。それだ から、この東北地方を開発しようとするならば、福島県の開発なくして東北地方の開 発はないですよ。それを小さくすればですね、福島県の開発をしようとすればですよ、 西郷の開発なくして福島県の開発はないんですよ、正直言ったら。それだから、ここ でもってその辺を大きなスローガンに掲げて、そして国とやっぱり折衝すべきなんで す。それにはかなりの行動を起こさなくちゃならないから、その行動を起こすときに 村長、支援できますか、これ。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 目的が同じものについては、やっぱり一緒にやるというのは当然

であると思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君。
- ○16番(室井清男君) これは村長が支援する、しないにかかわらず、これはやっぱり私は西郷の村民の一人としても、これだけは何とか、命に代えたってこれだけはやっぱり成功させなくてはならないからね、あらゆる手段を講じてできるだけのことをやっぱり自分はやってみたいとこれ思っているんです。そうすれば、どうせ室井清男なんていう者はこの世の中に対してろくなことをやっていないんだから、あの世に行けば極楽なんて行くことはありません。行くのは地獄なんです。地獄に行ったときに、あの閻魔大王の前であぐらをかいて、私はこういうことをやりましたよということを、でかいたんかを切れるようなことをやっぱりやっておかないと、これがこの年になって死んでも死に切れないからね。その辺をやっぱりやっておきたいとこう思いますので、それで今こういう要求をしておるのでございましてですね、今後とも村長、私に協力してください。私が村長に協力するんじゃない、村長が私に協力してください。以上をもって室井清男の一般質問を終わります。
- ○議長(鈴木宏始君) 答弁はいいですか。

(「いや、いいです」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君の一般質問は終わりました。 続いて、通告第2、15番佐藤富男君の一般質問を許します。15番佐藤富男君。

◇15番 佐藤富男君

- 1. 放射能汚染の対策について
- 2. 西郷村介護保険事業について
- 3. 西郷村財政運営について
- ○15番(佐藤富男君) 15番。それでは、通告いたしましたとおり、順序に従って一 般質問を行います。

まず、放射能汚染の対策についてでございますが、放射能から子どもたちを守る対策ということについてから入ってまいりたいと思います。まず最初に、村民プール及び学校プールの使用についてということでございますが、村民プールというと、先日、鈴木勝久議員の活動報告というものが出まして、その前には八汐会の方の「八汐会だより」ということで、同じ村民プールについての見解を示されておりました。ただ、この八汐会の会報の中に福島民報さんの記事を大きく載せておりまして、非常にこう何か、議会が反対をしたためにできなかったんだということを言いたかったのかどうかはわかりませんが、私自身の名前も実はこの福島民報に掲載されておりましたので、非常にこうちょっと残念に思っていたんです。

そもそもあの村民プールについては、詳しく言いますとまた時間も長くなってしま いますし、ここでどうこう議論する余地はありませんが、内容については「鈴木勝久 活動報告」という会報、これを見てもらえば一目瞭然、すべて網羅されているんじゃ ないかなと思っておりますので、村民の方々も大分ご理解をされたんだなと思います。 それで、この鈴木勝久議員の活動報告で、特に私と考え方が一緒だったんですが、議 会が反対したために村民プールができなかったというのではなくて、執行権者は村長 なんですね。職員の方々と村長が協力して、この議会で議決したものの事業を行って いくというのが地方自治法で決められたことで、我々がその仕事をやるわけにはいか ない。我々はあくまでも村長から提出された予算を判断をして、よいか悪いか判断す るだけだということなんですね。だから結局、予算は議会のほうでは通っております。 そして、この通った予算についての今度返納したというんですが、この返納するかし ないかもこれは議会に関係ないんですね。村長の判断なんです。だから、村長が判断 して返したというだけの話なんですね。議会が別に返せと言ったわけでもないし、議 会が議決して返すようにと決めたわけでもないし、これはあくまでも村長、執行部が 判断されたことだと。それで、結果的に鈴木勝久議員の会報を読んでもわかるとおり なんですが、実際それじゃ本当に8月1日にその議決、例えば議会が了解したともし 言ったときに、じゃ本当にそれから実施設計をつくって、確認申請をとって、その悪 い地盤に130本のパイル杭を打って、それで造成してそこで本体工事をやって、本 当にその6か月、何か月で物理的にできたのかというと、私はたとえあの8月1日の 段階までで決めたとしても、物理的に無理だったんじゃないのかなとは思うんですね。

それで、私もいろいろと調べてみてですね、これは今後のこともありますのでちょっと触れてみたいんですが、実はこの村民プールの実施設計予算というのは、平成23年の6月議会で議決されているんですね。実施設計予算が1,500万円決まっ

ていて、何か不思議なんですが、この同じ6月議会で同僚の南舘議員が屋根付きプー ルが必要じゃないかというようなことで質問しているんですね。実際にはもう実施設 計の予算をとっているんですから、やることは決まっていたんですね。それで質問さ れた。これどういうことなのかなということをちょっと疑問に思ったことと、実は平 成23年9月の議会でもそうなんですが、6月で1,500万円の予算をとって屋根 付きプールの実施設計をつくるということを言っておいて、今度9月になると秋山議 員が室内プールをつくってほしいという一般質問をやっているんですよね。どういう ことなのかと、私も議事録を読んでちょっと疑問に思っていたんですね。教育長は、 できることであれば現在のところに上屋を設置して屋内を図りたいというようなこと では言っているんですが、実際にはもう実施設計の1,500万円をとっているんで すから、やることは決まっていたはずなんですよね。それで、村長がこの9月議会で 言っていることは、このときの村長答弁で、あの場所ですね、地盤について答弁して いるんですね。今のプールは大丈夫みたいだとわかりましたと言っているんです。現 実的にはもう亀裂が入って、杭打ちして新しくつくらなきゃならなくなったんですが、 9月の議会では、村長は、今のプールは大丈夫みたいだとわかりましたと答弁して、 そしてこれから土壌調査、地盤調査を見ていこうということですと言っているんです ね。6月議会で1,500万円の予算をとって実施設計を発注して、それから9月で 今後は土壌調査をしていくという発言をしてきた。それで今度、土壌調査をやってみ たら大変なことだと、地盤が悪くてとてもパイルだけでできないというので、今度ま た場所を体育館寄りに移した、また新たな追加の設計をし直したということをやって きているんですね。結果的には翌年の3月に、そういうもろもろのことをやったにか かわらず、議会には相談をしないで3月に入ってから初めて今度は復興予算でやるん だという話なんですね。

だから結局、じゃ秋山議員があそこでやってつくってくれと言ったことは、結局パフォーマンスだったのかと、村民に対しては決まっているものをやって、自分がやるパフォーマンスだったのかと。もしくはあのピエロの役を秋山議員がやらされたのかなというふうに思うんですね、今になって考えれば。ということは、いかに議会が軽視をされてきたのか。まして秋山議員といえば、村長与党の右腕と言われる大物議員ですから、その方がそういうふうにピエロ役を買わされるということも、ちょっと私にしたら信じられない。こういう一連のそういう本当に矛盾したというか、一貫性のない話でこの村民プールは来たんですよね。結果的には11月、12月ですかね、本来であれば学校施設環境整備の交付金でやれば何のことなくできたのに、今度は欲を出して色気を出して復興交付金で使えば全額出るからという、決まりもしない、交付されることもできないよと私も言ったんですが、できるというようなことで突っ張ってやってきて、結果的に4月まで引き延ばしされて結果的にはできなかった、交付金が来なかったということになったんですね。だから結局、私は、そもそもこの村民プールができなかったという理由というのは、平成22年から検討してきて、本来であれば平成22年の段階から議会とも相談をし、そして所管の委員会とも相談して、

6月にその実施設計を組む段階で議員の皆様と相談をして、その内容についてもやればよかったんですよね。それを全くやらないで来ていて、独断でやってきて、結果的にそういうまた復興交付金にするんだとか、予算まで切り替えちゃってきたというのが大きな原因じゃないのかなと思うんですね。ですから、結果的にはもうこの学校施設環境交付金の新しく決まったのも、村長がその交付金を返納するわずか1か月ちょっと前ですね、ぐらいに決まってすぐ1か月間で返しちゃったという、本当に前代未聞のことをやってしまったんですね。これは大きく後で尾を引くと思います。そういうことからすると、やはり非常に行政側のこの一貫性のある村民プール建設についてのプロセスというのは間違っていたと私は踏みます。

そしてまた、大物議員の秋山議員が言った、いわゆる流れるプールですか、子ども たちは流れるプールもつくったらいいだろうと、できないんですよ、実際これ。なぜ できないかというと、用地がそういうふうに震災で亀裂を起こして、ふわふわの豆腐 状の状態の地盤のところに60メーターくらい必要だと。もうそういう土地ないんで すね、狭いですから。駐車場もとれない。現実的にあの場所ではいくら秋山議員が言 ったって、現実的に物理的に私は無理だったんじゃないのかなと。だから、もっと安 全で広いところに持っていくべきだったと思っております。そして、鈴木勝久議員が ここで締めているんですが、結局私も、これこういうことなんですね。だれも議会は 反対していないんです、村民プールは。賛成なんです。ただ、つくるにしても、結局 場当たり的、秋山議員も言っていました。その場限りのおっつけ仕事はだめだと言っ ているんですよね。そのとおりなんです。やっぱり10年、20年、30年使うわけ ですから、やはりこれが鈴木勝久議員の言うように、例えば幼児が遊べる、地方の大 会が行われる、高齢者の方々が健康増進のために使える、そして憩いの機能も加味し ている、そして何より一番大事なことですね、結局通年を通して遊べるような村民プ ールでなくちゃならないんです。これを我々は主張してきたんですよね。今の現状の 場所ではそれは無理なんです。だから、やっぱりたとえ半年、1年過ぎたとしてもそ れは実際に切り替えて、長い目で見ればやはりまきば保育園の前のあの平地の地盤の しっかりした場所がいいでしょうと。(不規則発言あり)はい。今、室井議員も言わ れたように、二、三日前の地震でまたあの地盤も亀裂が入ってまた動いているという ことでございます。だから、子どもたちをそういう危険な場所にさらすわけにはいか ない。やっぱり今は原発もそうですが、絶対安全だと。先ほど言ったように、地球が 壊れても原発は壊れないというぐらいに言っていたって安全は確保できない。まして や大震災でそれだけ村民プールが壊れ、そしてまた地盤が崩れ、そしてまた隣の体育 館すら震災で壊れて1,000万円以上の予算で補修しているはずなんですよね。そ ういうところに無理にやるよりも、やはりもっとある意味、半年、1年延ばしたとし てもこれはきちんと皆さんが喜べるような、みんなが利用できるものにすべきだと私 も思っております。

そういう中で、実は学校のプールについて、勝久議員も言っておりますけれども、 県南では西郷村と鮫川村以外、学校のプールを今年使ったらしいですね。西郷は何で 使えなかったのか。除染をしていなかったから。それで、私も実はその除染をされた方々にちょっとお話を聞きますと、もう今何でもないよ、除染したから何でもないと言っているんです。だから、本来であれば今年の春先からもうやっておけば、今年の夏は使えたはずなんですね。それともう一つ。なぜそのプールの除染をやったついでに、プールサイドのコンクリートをはつって全く新しいタイル張りにするとか、そして安心して子どもたちが遊べるような工事を設計をして追加工事でやって、それをやらないのかと。問題は、プールの中の大事ですが、その周辺も大事なんです。だから、せめて例えば小学校でも中学校でも結構ですよ、そこを小中学校が兼用できるような形でかまわないから、やはりすぐに使えるのはそのプールを除染したところにビーチサイドのほうも全部きれいに張り直しする。そのぐらいをやらなきゃならなかったと思うんですね。それで、教育長にお伺いしますが、来年度の村民プールはもうできませんから、学校プールの使用についてどうお考えになっているのかということと、村民プール、諮問機関の我々委員会としては、まきば保育園の前につくるべきだというふうなことで意見を出しましたけれども、その後、その問題についてどのようにお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) プールの話の冒頭、村民プールの経緯について話されましたね。 村長が補助金をもらって、そして返したという事実の裏話という話でございましたの で、少しお話をしておきたいと思います。ここに書いてありますのは、8月1日の全 員協議会で、もし村長が最後までおられて議員の皆さんを説得され、既存の場所に建 設されたとしましても、業者選定、改修入札、臨時議会、解体工事試験のパイル打ち 云々で3月末までに完成するはずはありません、こういうふうに書いてあります。こ れは特別委員会の中で説明しましたね。設計業者、あるいは土質のこと、それから工 程を言いました。そこの争点は、やっぱり8月もう発注しなければ3月までは工事が 完成しません。しかし、今やれば大丈夫です、そういうことです。もう一つは、この 特別委員会の中で別な場所にという話がありましたね。それをやった場合は、やっぱ り3月にはできない。そういうことがあったわけです。ここでできませんと、はずが ありませんと言い切っておりますので、そういうことではないと。やっぱりあの時期 にやって、そして完成をしてということをしておきたかった。それが本当です。それ で、補助金のいろいろ話がありましたね。執行するほうとすれば、財源はやっぱり良 好な財源をとる、いつもその努力をいたします。そして、そのためには準備もする。 わずか1か月のうちにという話がありましたが、これにつきましては、やっぱりちゃ んと事前の打ち合わせをやっております。あらゆるそういった情報を得て、そしてで きるだけ一般財源を少なく、補助金を大きく取るという努力をしてやるわけでありま す。この話の中で、この事業は普通の補助とそれから交付金がありましたが、おっし ゃるとおりです。私はこの財源のいいほうに行こうという努力もしました。しかし、 残念ながら浜通り重点でこれはでき得なかったということであります。一番問題は、 この平成25年度までに延ばせないかという話があって、それは委員長と副委員長で

言ったとここに書いてあります。言って、これはできなかったと。平成24年度に終わらさなければならないと、こういう制約がついたわけであります。(不規則発言あり)それはいいですけれども、先ほどこの話をされましたので、それをやっぱりちゃんと私の考えも言っておかないとということで言っているわけです。ですから、なるべく短くしたいと思いますけれども、結局そういう努力をしたということです。それから、一番の心配はやっぱり補助金を返すと。

- ○15番(佐藤富男君) 議長、ちょっといいですか。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、答弁は簡潔にお願いします。
- ○15番(佐藤富男君) いいですか。
- ○議長(鈴木宏始君) はい。
- ○15番(佐藤富男君) 村長の言わんとすることで議論したらば、これ1時間、2時間では終わりません。そして、お互いに言い分があって、これはやっぱり水かけ論になっちゃうんですね、これは。だから、私が聞いているのは、これ貴重な時間ですから、あくまでも学校プールについて来年どうするんですかということと、あと村民プール、私たちも必要だと思っていますから、ただし内容は吟味しますけれども。それについて来年度はどのような形で村民プールを考えているんですかということを答えてもらえばいいわけです。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) なるほど、わかりました。それはそのとおりです。それはできなかったことはもう事実ですので、それは努力をします。ただ、問題は、この3月まではできなかったと、できるとあのとき言った、工程表を示して。だから、そこで行き違いがあったりという誤解を招いては困るということを言っておきたいと思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 教育長、加藤征男君。
- ○教育長(加藤征男君) 15番佐藤議員のご質問にお答えいたします。

2点あったと思います。1点は、来年度、学校プールをどのようにしていくんですかということが第1点の質問と思います。第2点は、村民プールにつきまして今後どのように考えていくのだということが第2点と思います。まず、学校プールについてでございますが、現在、学校プールについて各学校除染をしております。プールを含めた除染ということでさせていただいております。その結果を待つというのが1つございます。しかし、除染がうまくできますれば、次年度は学校プールは使用してまいりたい。ただ、使用するに当たりましては、保護者等、あるいは学校等、よく説明とご相談と了解を得て進めていきたいというふうに思っているところでございます。必要があって工事ということになれば、そのことをまたお願いをしながら工事もしてまいりたいというふうに思っております。

次に、村民プールでございます。今後のことでございますが、検討委員会のほうからは、まきば保育園の前の土地、そこは適地でないかというふうにいただいております。一方、スポーツ関係者の皆さん等、これまでずっとご意見をいただいてきた中で

は、スポーツに関する施設は、ならばぜひ1か所で総合的に運動ができる、そういう 取り組みができる、そういう場所でつくってほしいということで、その象徴としてプ ールは現状のところで早くつくってほしいというのが、まとめればそういうご意見で ございました。残念ながらそれはできませんでしたけれども、今後つくる際には、ま たご意見をいろいろいただきまして、よく皆様方にも相談をして考えてまいりたいと、 そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(鈴木宏始君) 休憩に入ります。
 - ◎休憩の宣告
- ○議長(鈴木宏始君) これより午後1時まで休憩いたします。

(午後0時00分)

- ◎再開の宣告
- ○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後1時00分)

- ○議長(鈴木宏始君) 1番鈴木勝久君が所用のため退席いたしました。休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。
 - 15番佐藤富男君の一般質問を許します。15番佐藤富男君。
- ○15番(佐藤富男君) 再質問を行います。

まず、村民プールについてなんですが、何か鈴木議員のいわゆる会報によって、冬 場を挟んで8月1日に議会の了解を得ても結局できなかったんだということを断言し ているけれども、そんなことはないという村長の答弁だと思うんですが、このことを 議論して、できる、できないということをやっても、これらちが明かないので、時間 の無駄なのではっきり申し上げますが、これだけは申し上げておきます。ならば、な ぜ村長は、できたという自信があるのであれば、あれを実施に移さなかったのかとい うことです。子どもたちが待っている、一日も早くやりたいんだというのであれば、 村長、強行すればよかったんですよ。強行してやればよかったんです。それを一方的 に議会に内緒で相談もしないで返納を決めた。そして、あのときもですね、8月1日 も結局我々は村長からお話があって、そのプールをつくる、つくらないで場所につい ても相談があるということで、我々もこの議場で集まって、それで村長も出席して午 前中、全員でなくてほんの数人が村長に質問をして、私も質問したかったんですが、 できる間もなく、村長は午後から町村会がありますのでということで帰っちゃったん ですね。帰りましたね。ということは、村長にとって子どもたちの村民プールがここ でできるか、できないかというよりも町村会のほうが大事だったんだということなん ですよ。町村会よりも村民プールが大事であれば、村民プールのためにここに議場に 残って議員を説得するべきだったんです。それをぶん投げて町村会へ行ったというこ とは、結局、村長は村民プールよりも町村会をとったということは現実なんですね。 私ならば残って説得しますけれどもね。

それから、今だからこれ申し上げますけれども、我々議会が賛成する、反対するということで、別に我々は自民党とか民主党とか党派でなくて、そんな党議拘束もない

し、各おのおのの議員の考え方で一応やってきておりますから、我々は別にこの村民プールについても、おまえ賛成か、反対かということで別に可決したわけでもないし、別に拘束したわけでもないんです。だから、8月1日に村長がどうしてもやりたい、やるとなったときに、じゃそこまで言うのならこれ反対できないなということがあったかもしれないですね。例えばあの鈴木勝久議員、彼は今まで連合PTA会長をやってきた。私にも言っていました。これ本当にPTAで一日も早くつくってほしいとなっていると。だから、最終的に村長がこれを強行したときには、おれは何ともこれ反対ばかりもできないかもしれないということも言っていましたよね。だから、一人ひとりに対してお互いに腹を割って相談すれば、通ったかもしれない。ところが、それをぶん投げていって町村会へ行っちゃって、そして後で、いや、議会が通らないからと議会のせいにしたんですね。これは執行権のある村長なら、私が執行権があるなら、そんな8月まで延ばさないで、もう平成22年から議論してきて、平成23年6月にもう予算1,500万円取って議会で議決しているんですから、当然そこの段階で議会と相談をしてやっていましたよ。

それで、この問題についてこれ以上議論しても始まらない。ただ、言えることは、今問題になっている家族旅行村の問題、ちゃぽランドの問題もそうなんですが、指定管理で今年の4月に、3月議会ですか、可決しましたね。あのとき本当は可決したくなかったんです、みんな、議員さん方は。私の知っている範囲では。ところが、それよりも、そのちゃぽランドを閉鎖するわけにはいかないと。これを閉鎖しちゃったら、その温泉を使いたいという村民がいっぱいいるのに、たとえその指定管理者が悪くても結果として迷惑かけると、できないということで賛成にみんな回った議員がいっぱいいるんです。だから、別にその議員さん方がやみくもに村長のもの反対じゃなくて、やっぱり大局的にみんな物を考えていますよ、本当に。今回だって鈴木議員だって大局的に考えて、いや、反対だけれども、村長がそこまで強行してこれ否決したのではならないから、これ賛成せざるを得ないというふうになっていたかもしれない。だから、これは村長が議員に対して相談をしないで一方的に物事を進めている、やっぱりそのものが反動として来たと私は思っております。それで、村民プールについてこれ以上議論しても時間がもったいないし、まだまだいっぱいあるので次の質問にまいります。

子どもたちの健康調査についてですが、放射能によっての子どもたちの体力、それから精神的なものは本当にひどいものが、また、厳しいものがあると思います。もう本当に村が先頭に立って、この子どもたちのために何がしてあげられるんだということをカリキュラムをつくるとか、さまざまな観点から考えていかなきゃならないと思うんですね。そういう中で、特に私が一番今懸念しているのが、これから3年、4年、特に4年から5年にかけてこの放射能による子どもたちの病気の発症、そういった障害が出てくると言われております。そうしますと、あと約2年後、3年後には出てくることが予想されます。そうすると、そのときにそれが放射能によるものなのか、もしくは個人のものなのかということでの問題に必ずぶち当たります。今までの例を見

ますと、99%、東京電力はそれは認めませんね。そしてまた、病気にかかった子どもたちだって、これが放射能のものだということは絶対に証明できないと思うんです。だから、せめてもそのときに、いわゆる原発事故から発症するまでの間に、万が一ですよ、発症したときにはどのような症状があったのかということを、やはりデータベースにおさめておく必要があるということで、我々考えて、子ども健康手帳というものを村内の子どもたちに配布しました。しかし、この配布されたものが実際に活用されているかというと、非常に不透明ですね。先日の一般質問でも上田議員が質問していただきましたけれども、この子ども健康手帳について例えば学校関係者とか、今日お見えになっている民生委員の方々にもよく説明をして、その重要性をお話ししてですね、ぜひ浸透させて、万が一に備えてとっておいてくださいと言うことは必要だと思うんですね。そういうことを実際やってきたのかどうかということについて、担当課の方からご答弁をお願いしたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。(不規則発言あり)
- ○村長(佐藤正博君) 議会軽視と言ったから。(不規則発言あり)でも、それをちゃん と解いておかないと、誤解だから。
- ○15番(佐藤富男君) 議長。
- ○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。
- ○15番(佐藤富男君) 村長、申しわけないですけれども、これね、あと1時間切っちゃったんですね。これいっぱい、たくさんあるんですよ。だから、それもしあるのであれば、後で全員協議会を開いて村長からきちんと議会に弁明してください。(不規則発言あり)申しわけないですけれども、これ私の時間ですから、持っている時間。(不規則発言あり)いや、私の持っている一般質問の持ち時間ですから、議長、私の考え方に沿ってですね、議事運営をお願いいたします。(不規則発言あり)

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩いたします。

(午後1時09分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後1時10分)

- ○議長(鈴木宏始君) 村長からの答弁を要請するようなご発言もございましたが、ただいま次の質問に移っているというふうなこともございますので、このことについてのただいまの15番佐藤富男議員の質問に対する答弁を求めたいと思います。健康推進課長かな。(不規則発言あり)村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) じゃ、課長から答弁ということにします。
- ○議長(鈴木宏始君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(皆川博三君) 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

どのようなことをやってきたかというご質問だったと思うんですが、(不規則発言あり)健康手帳の活用についてということですかね。今までやってきた健康調査です

ね、県民健康調査をはじめ、村がやってきました線量計の調査、これらのもの、実施されたものと現在進行中のものがございますが、これについては逐次健康手帳のほうに集積していくように、先般、広報等でも流しております。今後とも機会があるたびに、その基礎データは健康手帳のほうに集積をしていきたいというふうに思っております。あと、先ほど議員からお話があった点ですが、やはりうちのほうも健康基礎調査、将来のための健康被害に対応する大事なデータだというふうなことで、今後ともそのような考え方で取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。
- ○15番(佐藤富男君) ぜひその子ども健康手帳の趣旨、目的を踏まえて積極的にやっぱり活用していただくようにお願いを申し上げます。

それから次に、教育委員会による子どもたちの被ばく及び健康対策についてという ことでございますが、実は私たち文教厚生常任委員会は、10月15日から17日ま で新潟県の佐渡に研修に行ってまいりました。これは西郷村内の子どもたちが放射能 による被ばくを避けるために屋外での活動が著しく制限され、そしてまた精神的にも 体力的にもストレスがたまって、健全な成長に大きな支障を来しているということに かんがみてのことでございまして、できれば子どもたちを青空のもと、船に乗ってカ モメとたわむれながら、真夏の太陽の下でコバルトブルーの海で泳いで、満天の星空 の下でのキャンプファイアやイベント、そして佐渡の歴史を知ったり体験学習をしな がら、放射能被ばくによる身体の細胞の蘇生を図り、健康な子どもたちを育成するた めのリフレッシュ事業を推進するための調査と受け入れ側の意識をお伺いしてまいり ました。この研修には、お忙しい中、教育委員長様と教育委員様に随行をお願いし、 目で見て耳で聞いてその実態を把握してまいりました。佐渡は西郷村からはさほど遠 くなく、放射能から安全に遠ざけることができる場所です。また、受け入れ側である 佐渡市の担当の商工観光課の方々はもちろん、佐渡市の観光振興のためにまちを挙げ て受け入れていただけると確認をしてまいりました。平成25年度からのリフレッシ ュ事業を実施できるよう、村、教育委員会は対応を図るべきと考えますが、この件に ついての教育長のお考えをお伺いいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 教育長、加藤征男君。
- ○教育長(加藤征男君) 15番佐藤議員のご質問にお答えいたします。

議員からお話しありましたように、文教厚生常任委員会、佐渡への視察を子どものことを考えながら実施していただきましたということ、本当にご苦労さまでございました。菊池委員長さん、佐藤教育委員、そして事務局からもということで随行もさせていただきまして、つぶさに体験場所、体験の可能性などを探っていただいたということを報告も受けています。過日、教育委員会、11月だったと思いますが臨時に開催をいただきまして、この場に報告をいただきながら、子どもたちが今お話しありましたように、思い切って活動できて心身ともにというお話などもお聞きしたところでございます。実施についてどういう考えだということでありますが、実施につきまし

ては、子どもたちにとってどういういいところがあるのかなどをいろいろ詰め、さらには引率者のことですね、安全を図るための引率者のこと、さらには近くていい場所ですよということでしたので、その行程のことなど、さらには子どもだけじゃなくて親も一緒に実施したほうがいいのかなど、さまざま意見も出ましたので、このことをいろいろ詰めまして、そして最終的には予算の計上等もありますので、そのようなことを総合的に判断をさせていただきましてというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。
- ○15番(佐藤富男君) ありがとうございました。ぜひ前向きに、前向きというよりも 必ず実行してですね、子どもたちをぜひ佐渡のほうにやって海水浴、そしてまた歴史 を知る、また、体験学習できるように段取り方をお願いしたいと思います。特に私た ちも驚いたのは、新潟からこの佐渡に行くときのフェリーのデッキにカモメが飛んで きて、そこでかっぱえびせんなどを手で持っているとカモメが取って食っていくんで すね。こういうことも子どもたちにやらせてあげたら、子どもたちもきっと喜んで精 神的にすごく楽になるのかなというふうな感じも受けましたので、平成25年の夏に はぜひこれを実施していただきたいとお願いいたします。ましてや教育長、今予算の 問題も出ました。私もわかりますが、今、村にはですね、今日は民生委員の方もいら っしゃいますので、ご報告かたがたお話ししますが、村には一般会計の予算のほかに 基金がございます。基金が現在、平成24年9月現在の決算書を見ますと、財政調整 積立基金で17億6,300万円ほど、人材育成基金で4億1,000万円ほどありま す。そしてまた、教育施設整備基金2億1,000万円、また、公共施設整備基金も 4億6,500万円、子育て基金も1億5,200万円あります。また、震災復興基金 が3億円、東日本大震災復興交付基金が4億3,400万円ございまして、合計 37億4,000万円ほどの基金があります。ですから、今こういった基金を使って 子どもたちを救ってあげなければ、使う機会はないと思います。私は今こそこの基金 を有効に、そしてましてやお父さん、お母さんもできれば一緒に行って、そしてでき る限り村が子どもたちに対してはやはり、面倒を見ると言ったら失礼ですけれども、 あのかけがえのない子どもたちのですね、将来ある子どもたちですから、精いっぱい 支援していただきたいなと心からお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、学校などの公共施設の除染についてなんですが、これについては先日の全員協議会でお伺いしましたので省略させていただきます。また、次のインドアパークの遊び場の設置についても、先日の放射能対策特別委員会に関連して担当課からご説明ありましたので省略したいと思います。このインドアパークにつきましては、本来であれば今年の4月に予算が決定していたわけですから、もう今年の冬休みには使えるようにと期待はしていたんですが、これも村民プールと同じく、どういうわけか遅れて来年の3月に完成ということでございますが、とにかく一日も早く開園できるようにより一層努力していただきたいということをお願い申し上げて、この質問は終わります。

それでは、次に東京電力への賠償問題についてでございますが、この問題につきま しては、公共施設についての除染は進んでおるんですが、一般家庭の住宅についての 除染が遅れているということ。そしてまた、もう一つは、この一般家庭の除染の順位 が放射線量の高いところからということで決まっております。しかし、私は、これも 一つでしょうけれども、子どもたちが多い家族については、やはり優先順位を上げて 除染をしてあげるということも私は必要だと思います。そして、先日の放射能対策特 別委員会でも担当課長のほうからお話がありましたが、結局村内の一般家庭の除染の 戸数が約6,900棟余りですね。じゃこれを単純にやっていくとなると、一体いつ 終わるんだということでございます。単純に計算して、私の計算からいくとこの除染 計画が平成24年から平成26年の3か年計画だと。対象戸数が6,900棟ですね。 そうすると、6,900を12か月で割ってやってきますと、大体稼働率を月に 25日とすると、1日当たり約7.6棟の除染が済まないと3年間で終わらないです ね。ということは、1日3棟とした場合に、これ1日では終わりません。やっぱり 3日、4日かかると思うんですね。そうしますと、業者が約20から30の業者が入 っていないと、この仕事が終わらないというふうに私はなってくるんじゃないかと思 うんですね。そうすると物理的に私は難しいと思うんです。これ担当課長が悪いとか か何かじゃなくて、現実的に物理的に私はもう難しいと思うんです。そういう観点か らすると、私は村が進めていくという中で、環境省が村が主体でなければだめだと言 っているんですね。それはわかります。ですから、村が進める部分と個人が進める部 分、2つに分けてそれを村が主体でやればいいんです、両方とも。

それで、個人がやる場合については、村がどのような国が求めているものがあるかということを全部マニュアル化して、そのマニュアルに沿ってその1戸1戸に対してそういった技能を持った方を張りつける。そして、そのマニュアルに沿って村が対応してやればいいんです。当然お金はまだ国から出てきませんね。ですから、そのお金については、私は先ほど言った基金が37億円ぐらいあるわけですから、このお金の一部を使って条例化をして、そして村がとりあえず暫定的にそのお金を負担しておくと。そして、東京電力、政府、国のほうについて、このお金については後で請求するというふうにしていかないと、現実的に恐らく6,900棟の除染を3年間でできるわけありません。本当に毎日毎日被ばくしているわけですから、思い切った西郷方式のそういう除染方式も私は考えていくべきだと思います。担当課長、いかがでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 環境保全課長。
- ○環境保全課長(藤田雄二君) お答えします。

ただいま佐藤議員からご質問があった内容でございますが、現在、一般家庭についての援助といいますか、支援体制は村が主体となって除染をしなければ交付金は該当しないということで言われておりますが、それについては環境省のガイドラインに沿って現在進めておるんですが、そういったもろもろも含めて今後優先順位、一般家庭の子どものいる家庭、さらには妊婦さんのいる家庭、そういったものの順位を行政区

長並びに放射能対策委員の意見を聞きながら、そういった基金の活用も含めて今後さらに担当課と村執行部と協議しまして、皆さんに当初予算までにはそういった方向性ですか、そういったものを示すように今詳細に担当職員のほうで検討しておりますので、そういったものが具体的になりましたらご相談を申し上げるようにしたいと思います。できればそういった方法も、一部の案としてはよい方法だと思っていますが、現在のところ、いかんせん環境省のガイドラインについては、そういったものがないと交付されておりませんので、そういったもろもろの問題もありますので、そういったものを検討して皆さんにご提示し、意見を聞きながら優先順位等そういった方法も含めて検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。
- ○15番(佐藤富男君) 課長、ぜひ一生懸命やってください。そして、執行部だけじゃ なくて、我々議会にも放射能対策特別委員会がありますから、ぜひ我々に声もかけて いただきたいと思います。それと、環境省のマニュアルがあるから、あるからと。も ちろんあります。しかし、村がその新しい西郷方式のいわゆる除染の仕組みを構築し て、それがだめかどうかということを早く環境省に持っていくべきなんです。そのと きに、いいですか、政治的にやっぱりだめです、強くなくちゃ。我々は被ばくしてい るんですから。だから、政治的に国会議員を使っても、県知事を使っても、地元の議 員が行っても、そういう政治的なものも含めながらやはり環境省に対してそれだけの 圧力をかけて、本当に村民のこの深刻な問題についてもっともっとアピールしていく 必要があると思うんです。そういうこともありますので、ぜひ将来的にどのように持 っていくかというマニュアルをつくるときには、やはり議会のほうにもご相談してい ただきたいと思います。それからあと、我々もそうですが、あとは行政区長会等の 方々の意見も聞きながら、また、民生委員の方もいらっしゃいますから、やっぱりい ろいろじかに生の声を聞いていると思うんです。そういうものも参考にして、政府、 東電に訴えるときの言葉としてやはり取り入れていくべきだと私は思いますので、そ のような方向に取り組んでいただきたいとお願いします。答弁は結構です。

それから次に、東京電力への賠償問題についてなんですが、これにつきましては、 今朝方一番でやりましたとおり、どんどん今回は我々は東電の言っている4万円の賠 償については到底納得できないし、そしてそのお金をもらってしまったら我々議会議 員もそれで了解したと思われますので、これは拒否してとにかく決議案どおりこれか ら頑張っていくということでご理解を賜って、この問題については質問を終わります。

それから、原発にかかわる自然エネルギーへの取り組みについてなんですが、脱原発を宣言しております西郷村としては、原発に頼らない村づくりも推進していくべきであると思いますが、村長はどのような年次計画を作成されたかお伺いをいたします。また、八汐会でも先進地を研修されておるようでしたが、写真に載っておりましたね、再生可能エネルギー政策としてどのような企画、または提言書が執行部のほうに届いているのかお伺いします。また、それを受理された窓口の課もお知らせ願いたいと思います。

以上ですね。お願いいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長 (佐藤正博君) 脱原発に向けて、どのような計画をお持ちかというお話でござい ました。提言とか何かについては、ちょっと私はまだ聞いておりませんが、脱原発に 向けてです。福島県はこの第一原発のことになりましたので、脱原発ということを宣 言しました。そうしますと、やっぱりエネルギーはなくては困るというふうになりま す。そういったことで、この計画というより代わりのエネルギーをどうしていくかと いうことがポイントになります。これまで新たなエネルギーは再生エネルギー、ある いは自然由来、あるいはそこに絡めてCO。の削減の問題、いろいろありますけれど も、脱原発といった場合は、この原発に依存しない新たなエネルギーというふうにな ると思います。そうしますと、一つはすぐに代替エネルギー、風力あるいはソーラー あるいは水力、小水力あるいはバイオ、いろいろありますね。そのことについての計 画はありますが、当面この部分がすぐに新たなエネルギーとして原子力に代わるもの には時間がかかるだろうと。今シェールガスあるいはメタンハイドレートと、新たな 化石由来のものがありまして、火発のほうにシフトはしておりますが、やっぱりそれ と並行してこの再生可能エネルギーについてもやっぱり対応していく必要がある。た だ、問題はコストであります。コストは今、ソーラーについては42円という答えが 出ておりますが、やっぱりそれにつきましてはいろいろ動きが、投資があります。し かし、初期の投資と、それからどこまでに範囲が広がっていくかにつきましては、な かなか予測がつきません。しかし、そういったものの受け入れ、あるいは整備につい ての計画、あるいは準備、そういうものについてはいろいろバックアップしていこう と。ソーラーにつきましては、民生用、個別の住宅についての補助金等も国・県、町 村の3つ、三位一体ということで始まりましたが、それについても継続していくつも りであります。もう一つの風力等につきましては、かつて調査をしたことがあります が、なかなかいい場所ということについてはそう簡単に見つからないという実情にあ ります。あるいはバイオにつきましても、やはりプラントあるいはそれらの初期投資 の問題等がありますので、やっぱり今の補助制度、あるいは福島はやっぱり脱原発と いうふうになりますと、新たなエネルギーを持ってという日本のトップに立つ、その ような気持ちでなければだめだということがありますので、これは県と一緒になって その新たなエネルギーの問題について対応していきたいというふうに思っております。 (不規則発言あり)
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 冒頭ちょっと、そこについてどうかということでしたので、私の ほうにはまだ来ておりません。今、課長のほうにも来ていないというところでありま す。
- ○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。
- ○15番(佐藤富男君) 結局、村長のお話を聞いていますと、総論だけで具体的に村の ほうでこの再生エネルギーも含め、まだ全然取り組んでいないというふうにお伺いし

ました。また、八汐会のほうでも風力発電とかの関係で写真が載って、そういったエネルギー問題で研修に行ったんだけれども、まだ具体的にはそういう問題が全然執行部のほうには提言されていないということでございます。残念でございますが、わかりました。

それからですね、私はここで申し上げておきたいんですが、脱原発を図りながらやっぱり村独自で再生エネルギーにかかわらず自然エネルギーを使って、脱原発を言う以上、やっぱり自分のところの電気は自分のところで生産する、地産地消の電力の供給を目指すべき。これを具体的にやっぱり取り組んでいくべきだと思うんです。そのためには、やはり担当課を決めて、担当者を決めて、きちんと一歩一歩進んでいくべきだと思います。現在のように、ただ総論だけのお話では前へ進まない。もっともっと西郷村には風、水力、太陽、とにかく豊富な西郷村ですから、このことをたくさん使って積極的に推進していっていただきたいということを要望しまして、次の質問に移ります。

では、介護保険の問題について質問をさせていただきます。ちょっと時間の関係で飛ばさせて大まかに質問したいと思いますが、第5期の介護保険事業によって非常に保険料のアップ率にばらつきがあって、非常に偏った要するに値上げになってしまったと思われます。こういったことで、非常に私どものほうにも具体的な金額でお示しになって、非常に困惑されている方がたくさんいらしております。例えば今回の第5次のいわゆる改定によって、第5段階においても1.71倍、第5から新の第6段階で1.71倍、第6段階でも新の第7段階で1.65倍、第7段階におきましては、新第8段階になって1.83倍という非常に急激な値上げ率になっております。こういったことを考えると、本当に介護保険料の性格からしてこのように一部に負担をかけるということは、決して私は好ましくないと思うんですが、この問題について村長はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 第5期の介護保険料についてのおただしでございます。お話しのように、この第5期のスタートが本年から始まりましたが、この第5期の特徴といたしましては、低所得者の皆様の保険料をより納入しやすくするために特に軽減を図っているという点にございます。一方、軽減を図った金額を負担いただくために、一定所得以上の方々に負荷がかかっているという現状にあることも、ご指摘のとおりでございます。この4期から比較しまして、増加率が高い6、7、8段階というのがありまして、お話しのような意見を聞いているところもございます。この平準化ということが必要ではないかというお話でございました。この保険料につきましては、そのようなことで設定をしてスタートしたわけでありますが、全体、今後の見通し、やはり団塊の世代が今年から介護保険適用になりまして、この実数が増えていく、あるいは出現率が同じとしましても、今後そういったことの推移はやはり介護保険料が高くなっていく、あるいは施設入所の問題もございますので、そういった中でという見直しということが必要だというふうに思っておりますが、なお、ご指摘の向きにつきまし

ては、この平準化等の対策等について研究して検討していきたいというふうに思って いるところでございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。
- ○15番(佐藤富男君) 村長のほうもですね、この問題については、もう大分以前からお話は聞いていると思うんですね。そうしますと今、今日の段階の答弁で全然前に進んでいないと、対策がですね、思います。それで、この介護保険特別会計の中で実際にこの問題を解決しようと思うと、例えば今回のいわゆる改定の中身の中のほうを一部条例改正をして、例えば主たる要因の第5期第4段階特例の5万2,800円を1.10倍となっているんですが、これが5万8,890円になっていますね。これを1.23倍に上げて5万9,370円、1.24倍とすればタイだというようなことも一部お話を伺っております。タイになるんじゃないかというお話もあります。例えば、それともう一つは、国民健康保険とかそういったものについては、非常に一般会計から繰り入れをして財政を賄っていると。それから、下水道事業とか水道事業においても、場合によっては一般会計から繰り入れでやってくると。これからますます高齢化が進んでいくわけですから、この介護保険料については財政出動もしながらやっぱり賄っていく、またはその支援をしていくということもやっていかないと、非常に厳しいものがあると思います。そういった柔軟性を村長、持ってはいかがでしょうか。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) このご意見についても、一つの考え方というふうに思っております。今後の介護保険の行政的な運営からしますと、やはり一つは日本が少子高齢化に向かう。逆に団塊の世代が介護保険適用年齢に達する。さらに今問題になっている生活習慣病、あるいは新たないろんな問題を考えますときに、従来の考え方がやっぱり家庭ではなかなか見え切れない、あるいは家族としてのいろんなシステムがなかなかうまく機能しにくくなる、そういう時代に突入する可能性がある。同時に、経済的にもという問題があって、地方交付税、地方行政の財政の問題が出てくると思います。しかし、一つやっぱり考えなければならないことは、財政運営上、この今の特別会計と一般会計の関係でございます。なるべくそういったことがスムーズにできるような財政運営ということを目指さなければならないというふうに思っておりますので、なおそのためのといいますかね、財政の固め方、そういったこともよく見てやっていきたいというふうに思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。
- ○15番(佐藤富男君) 私は、ここで村長をどうこう申し上げませんが、村長のお考え方は、実際にこの介護保険料をアップされて困っている方々からすれば、それで本当に納得するとお思いなのかどうか。これは村長自身が自問自答して、そして今後のこの介護保険の政策に生かしていただきたいと、これは思います。

次に、いわゆるこれだけの今、こういった急激な要するに介護保険料の値上げによって苦しんでいる。しかし、これを納めたあげくに、じゃ例えばその介護を受けられるのかといったときに、今現在でも64名の方々が今すぐ介護を受けられないで待機

しているというんですね。これからますますその数は減ることよりも増えることばかりなんですね。そうすると、介護保険をやっていらっしゃる村長として、やはりこういった深刻な問題について、今後どのような形でこの待機者を減らしていくんだというその構想をお持ちなんでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長 (佐藤正博君) 対応は2つあります。1つは、やはりこの介護保険という制度が 運用されている中においては、待機者をなるべく減らしていく、この努力はしなけれ ばなりません。同時に、この待機者を減らしていくというふうになりますと、やっぱ り保険料が上がっていくという問題とイコールになります。そうしますと、やはり今 の特別会計の財政の中身ですね、保険料率、保険料、皆様が納めている40歳以上、 1号と2号、この部分、それが半分。それから、国が残りの半分、4分の1、25。 残り12.5を県と村で出しています。この部分がなるべく国のほうの応援が増えて いけばいい、このようにいつも思っているところであります。しかしながら、この福 祉に関する国税ですね、国の税金、どう対応していくか。消費税も上がったりいろい ろそういったものに対応すると思いますが、やはりそういったことの財政構造を改善 していくこと。もう一つは、やっぱり介護に陥る期間をうんと短くすることです。人 は大きくなっていきますと、なかなか筋肉、いろんな問題がだんだん弱くなっていき ますので、だんだんそういった部分に入っていかざるを得ないというふうになります ので、その部分を小さくしていく。そのためにというふうになりますので、やっぱり 食生活あるいはこのバイオリズム、生活スタイル、あるいは運動、あるいは栄養の問 題、いろんなことを考えて、そして元気でいられる。昔から言っているんです、ぴん ぴんころり運動だというふうに言っておりますので、そういったことでやっぱり対応 する、そういうふうにするしかないというふうに思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。
- ○15番(佐藤富男君) 残念ながらちっともわかりません。具体的にこれだけの、これから介護を受けたいという方が64名待機している。私のところにも、もう本当に何人か来られました。介護される方々は本当に深刻なんです。介護される人よりも介護している人が死ぬかもしれないというぐらいに深刻なんです。だから、村長の今答弁は、本当にその現実をわかっているのかなと疑いたくなります。やはりもっと具体的に、着実にこの介護の待機者を減らす。将来的に見込んでどの程度の方々がこの介護を必要とする方が出てくる、それに対してはどのような形で賄っていく、こういったことを具体的にですね、施設をつくる、数字を出す、そこをきちんとデータをとって、それでやっていく必要があるんです。これらについて、村長は今の答弁ですと全く栄養がどうのこうのと、そんな問題で解決するなら簡単なんです。実際に今、ちゃぽランドの無料券を配ってやっていますね。これも村から一千二百万円、三百万円ですか、これを一般会計から繰り出しして、これが無料券の配布の財源ですよね。それをやってきて、じゃ実際に減ったんですか。老人の介護者は減ったんですか。対費用効果はどうなんですか。具体的にそれを金額と実績で評価をしたことありますか。私から見

れば、体のいいちゃぽランドの、西郷観光の経営の一助でしかないと思っています、 私は。確かにお風呂に入ればいいでしょう。だったら、別にあんな遠くに行かんだっ て、何もあぶくまに行ったってほかのホテルに行ったって無料券出してやればいいん ですよ、健康で考えるんであれば。それは結局、西郷観光の経営を助けるためなんで すね。それで一千何百万円を。その一千何百万円を介護保険のほうに回せば、結局こ の不均等な格差が解消されますよ、恐らく。だから、どちらが大切かですよ。その辺 の政治的な判断を村長がしっかりと村民に対して責任を持ってやらないと、この問題 は解決しないと思います。時間の関係で、介護の問題についてはそのようなことを私 申し上げまして、(不規則発言あり)ええ、答弁は結構です。もう時間の関係でちょ っと次へ移らなければなりませんけれども、そういうことでしっかりとこの現実を見 極めていっていただきたい。そしてまた、(不規則発言あり)もらいますか。じゃ、 ご指名ですので答弁をいただきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) ご指摘いろいろありますね。やっぱり一つの施設を運営する。今 ちゃぽランドの話が出ました。もう一つは、この介護保険と今絡み合わせた話になり ます。両方とも大事です、これは。結局、人が元気でいられる、ここに着目している からであります。ただ、この待機されている方がいて困っている、これについてはや っぱりいち早く対応しなければならん。それは当然だと思います。これは保険料を払 っているという公平性からいうと当たり前の話です。ただ、それがあるところ、ない ところによって保険料が上がったり下がったり、低いところは施設がない、高いとこ ろはということで、西郷村は今福島県である時期、本当に一番高いところになったり しましたが、今はちょっと下がっています。それでも高い。ただ、実施しているから においては、やっぱり不公平であってはならんという考えがありますので、やっぱり それは対応といいますか、待機者が少なくなるように努力しなければならん。ただ、 上がった後の施設ができた瞬間に、では今全部入った場合どのようになるのかという ことの、そういった財政の問題も考えながらということの問題があります。そこをな るべく負担が、不便がかからないように、公平であるようにということで努力しなけ ればならんと思います。

それから、ちゃぽランドについての健康がどのぐらいそれによって維持されているんだというお話がありました。確かに、数字的に何パーセント保険料が上がったり下がったりということはできません。これはない場合とある場合、同じく比較することができないからであります。しかし、先達がああいうものは施設が必要だということで健康増進施設としてつくったと。そして、年間今8万人ぐらいのお客さんが行っている。皆さん、やっぱり行って良いという話があります。そういったことを考えて維持してきたわけでありますので、これをもってやっぱり全部無駄というわけにはいかないというふうに思っておりますので、両方この背景を見ながら、そして一番いいところで生かせる、そういう努力をしたいと思っております。

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) まあとやかく細かいことを言わないで、介護保険もやっぱりみんな村民ですから、不平等ではなくて、一部に負担をかけないで平等にやるべきなんです。そして、一千数百万円の要するに無料券を配っている。それはそれでいいでしょう、入る方もいて。ただ、それの費用対効果も考えて、きちんとその辺もやっぱり検証していく、これも必要なんです。何でもばらまき、ばらまきではだめなんです。逆に今、その無料券で行っているご老人の方が言いました。私たちは申しわけないって。だから、せめて少しでも西郷観光に貢献したいからラーメン1杯でも食べてくるんだって。そういう方もいます。だから、逆に村長よりも今老人の方々がわかっていますよ、村の状況を。だから、やはりそのお金を一千何百万円ならいいから、もっともっと別なところに、みんな老人の方々が将来安心して長生きできる村づくりに使ってくれと私は言うと思いますよ、恐らく。そういうことを基本的に考えてやっていただきたいということを要望して、次の問題に移ります。

その財政の問題でございますけれども、地方交付税の不交付団体といって、平成20年、21年ごろですか、なりました。しかし、この根源というのは、その財政源というのは、特に信越半導体様の償却資産税、これもかなり大きいと思います。そういった企業誘致をやるということは、非常に村にとって財政の安定化を図るために必要なんですね。それで、村長は3期目を当選されたときに、日経ビジネスというものを読みますと、企業誘致をやっていくんだと、雇用を図っていくんだということを言っておりますが、実際的に担当課長、お伺いします。村長が3期目を当選されてから企業誘致は何社誘致されましたか。

- ○議長(鈴木宏始君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(渡辺文雄君) 佐藤議員の質問にお答えいたします。

新規立地については、1 社でございます。あと、もう1 社につきましては、平成 2 2年の8 月に用地取得をしましたけれども、今回の原発事故によりまして今は見合わせているところでございます。あと、増設企業につきましては、今回の企業立地補助金を利用しまして5 社が今工事をやっておるところでございます。それで、雇用につきましては、予定としまして8 9名くらい雇用する予定でございます。あと、平成 2 2年の4 月にパーツ精工1 社、これについては現在3 2名の雇用をしておるところでございます。

以上です。

- ○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。
- \bigcirc 1 5 番 (佐藤富男君) それでは、その企業を誘致するに当たって、課長はどのような働きをされましたか。
- ○議長(鈴木宏始君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(渡辺文雄君) 質問にお答えいたします。

平成22年、パーツ精工につきましては、倒産した工場がありまして、それについて村に用地がないかというような問い合わせが来まして、それでパーツ精工を誘致いたしました。また、平成22年の8月に坂の影工業団地に十條合成化学研究所という

のを誘致したわけなんですけれども、今回の原発事故によって今のところ工事を見合わせているところでございます。

以上です。

- ○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。
- ○15番(佐藤富男君) 結局ね、課長、いわゆる課長が自分が東京へ出向いていって、 企業を探して、そして情報を集めていったんじゃなく、問い合わせがあってパーツ精 工は空き工場があったので来たと、私はそのように思います。だから、それは誘致と 言わないんですね。言わないんです、誘致って。私ね、佐藤村長にもちょっとはっき り申し上げます。課長にも申し上げますが、私も昭和54年から西郷村議会議員をや っています。それで、鈴木義一村長、鈴木平作村長、そしてまた菊地國雄村長、それ で今回佐藤正博村長と、4代の村長さんと一緒にこの行政の中で議論してまいりまし たけれども、いいですか、鈴木平作村長が昭和60年代においてですね、坂の影工業 団地をつくった。それでライン精機や日東発條など6社を誘致した。それで大平工業 団地、これについては信越半導体、東京出版、富士システムズなどの大型工場を3社 誘致したんですね。そして、次に椙山工業団地、これも東洋羽毛とかエルナー東北白 河工場、旭プレシジョン、三菱ガスなど6社を誘致したんです。そして、次にやった のが上野原工業団地です。ここには株式会社ソキア、杉村製作所など2社を誘致して 合計で20社近く誘致しているんですね。たった2期8年で。それで、次の菊地村長 はどうなんだと。この村長はJRAの要するにウインズ、これへ寄ってきて、これも やはり交付金などをいただいて大きな雇用を働きました。確保しました。また、その 大型店のジャスコ、これもJRAとの絡みですがジャスコも誘致しました。これも本 当に菊地村長、一生懸命頑張って誘致しましたよ。自分で足を運んで、人脈を使って、 政治力ですね、JRAも政治力です。政治力を使って菊地村長頑張ってやりました。 そしてまた、新白河駅周辺のまちづくりは菊地村長は大変頑張ってやってきたと私は 思います。そしてまた、羽太のグリーンタウン、これも分譲地も菊地村長がやはり東 京、首都圏からたくさんの方々をこのグリーンタウンに誘客しました。そして住民税 も固定資産税も相当上がっておるんじゃないですか。そして何よりも、私も一番佐々 木教育長に言ったときに、そのグリーンタウンをつくるときに、その目的としては羽 太小学校が複式になっちゃう。だから、分譲住宅をつくってそこに子どもたちを集め て複式をなるだけなくそうということで始まった仕事です。これも実際、羽太小学校 は複式になっていないんじゃないですか。そして、菊地村長がやったのが宝酒造の誘 致ですね。これは実際には場所、時期的なものを逸して誘致できなかった、残念なが ら。ところが、この用地も造成終わって、現在は信越半導体のほうに移ったと。これ がまた必ずまた日の目を見る結果になる。

このようにですね、このことが今の財政を補っているんです。佐藤村長じゃないんですよ。鈴木平作村長、そしてまた菊地國雄村長がこれだけのまちづくり、村づくりをやったんですよ。だから、佐藤村長にもやってほしいんです、実際に。ところが今お聞きのとおり、担当課長がパーツ精工1社。それも自分からじゃなくて、あった既

存の倒産した会社にたまたま声がかかったからやっただけの話だと。村長、3期目に言ったんですよ。雇用が図れれば笑顔になる村づくりができる、言ったんです。だったら、3期目当選と同時にやはり組織の中に企業誘致の組織をつくるべきだった。担当課をつくるべきだった。それこそが一番大事だったんです。担当課長がですよ、担当課長、観光行政から何からすべてやっているんでしょう。体制はどうですか。今伊藤主幹ともう1人いますけれども、企業誘致はだれが担当しているんですか、今。担当者の名前を今言えますか、ここで。

- ○議長(鈴木宏始君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(渡辺文雄君) 私と鈴木智章です。
- ○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。
- ○15番(佐藤富男君) 課長、私が言っているのは、専門的に企業誘致を実際に手がけておる職員のことを私は聞いているんです。担当職員はだれですか、企業誘致、立地の。
- ○議長(鈴木宏始君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(渡辺文雄君) 鈴木智章がやっております。
- ○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。
- ○15番(佐藤富男君) 鈴木智章さんはどのような活動を現在やっておりますか。企業 誘致の立地にかけては。
- ○議長(鈴木宏始君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(渡辺文雄君) 企業立地交付金を利用しまして、今5社が増設をやって おります。それと、復興特区についての問い合わせが大分ありますので、それについ ての企業の指導をやっております。
- ○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。
- ○15番(佐藤富男君) 今、5社と言っていますけれども、いわゆるあれでしょう。長谷川機械とかそういう会社でしょう、増設でしょう。要するに国の復興交付金をもらって工場を増設するということだけの話でしょう。私が言っているのは、やはり工業団地を造成する。例えばですよ、トーアエイヨーの土地だって今ただ眠っているんじゃないですか、実際に。そして私は思うけれども、長坂のゴルフ場の用地の跡地、あれ1億円ぐらいあったんですよね、当時。あれだって本当は村が買い取って、あれだけの広大な敷地があれば、地盤もしっかりしているんですから大きな工業団地になったんですよ、白河市のほうとつなげて。だから、そういう具体的な計画性というのは今実は持っていないんですね、村が。それでは将来の村の財源がどうなんだとなっちゃうんです。今日、担当の総務課長に持ってこいと言っていただきましたけれども、いいですか、平成21年度、これは信越半導体が約1,000億円とか2,000億円とか投資して、償却資産税等入ってきて村の交付税、これは07年が一番優秀なんですけれども、3,626万4,000円しかもらっていないんですよね、交付税。ところが平成22年になると、この償却資産税の交付がもう終わっちゃいますから、これ平成22年度で6億9,300万円も交付税をもらっちゃったんだね。交付税ゼロじ

やないんです、西郷村は。平成23年度は災害があったものですから、災害関係を含めて17億8,000万円ぐらい入ってきます。それで平成24年度、災害が終わったので4億8,200万円ぐらいですね、やっぱり交付税をもらってきているんです。それで今度、こうずっと平成25年から平成29年までこの辺どうなるというと4億5,000万円くらい、全然これは当てにならないでしょうけれども、見込みとしてそれは変わってくる。じゃ、本当にこれから、菊地村長は私に年中、私が議長のとき言っていましたよ。富男君、西郷村は絶対地方交付税もらわないようにすっぺな、ゼロにすっぺなと言っていましたよ、私が議長のときに。どこに行くときにもそう言っていました。全然これ地方交付税ゼロにならないでしょう。そのための施策をやっていないですからならないんです。

それで、申しわけないですけれども、西郷村の議会議員の高木信嘉さん、昨年の平成23年8月28日の選挙が終わった直後、私にこう言いました。「富男君、西郷村でこれから企業誘致特別委員会をつくるか」、言いましたよ。我々議員ですらそう思っているんですよ。鈴木智章さんがやっています。それはそれでいいでしょう。でも、彼だって1人ではできないんです。きちんとしたやはり指導者がいて、体制があって、村長のバックアップがあって、そういう体制、また、議会側も支援体制をつくってみんなでやっていかないと、企業誘致なんかできないですよ、これ。そうしないと、これからますます国の借金が多くなって本当にこれ厳しい時代が来ますよ。そうすると村民の要望に対してこたえていけないんです。だから、私はこの財政が潤っていく、そのためにはやっぱりきちんとした企業誘致の計画を立ててやっていく必要があると思うんです。それを村長は3年前に言ったんですよ。企業誘致します、雇用を図りますと。全然進展していないんです。そして、これだけ鈴木平作村長、菊地村長がやったのに、現村長、先ほどの室井さんの話じゃないけれども、あの世に行って、おれはこれだけやったんだというものを残してないんじゃないですか、村長。いかがですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) あの世に行って、仕事をやったと、本当に言いたいですね。やっぱりそういう気持ちはずっと持っています、私も。今、先輩のお話がありました。先輩はよく頑張っていただいた。やっぱり先輩が頑張る素地があったし、それをつくる土俵、そういったことを着々と我々の先祖はやってきたというふうに思っております。まことにありがたい。我々の親、あるいはその親という人たちも頑張ってきたと。今あることはその人たちのおかげ、そのとおりであります。同時に、今翻って考えますと、やっぱりそういった土壌をつくる条件、やっぱり西郷村は日光国立公園があるし、福島県の中通り、ひかりは北への軸上にある、国土軸の上にある。そしてこの新幹線、高速交通網、空港ができるという素地があった。なぜやろうとしているところがうまくいかないか。結局努力が足りないのも一つでしょう。おっしゃるとおりです。しかし、ということで、ちょうど甲子トンネルが開通して2週間後にリーマンショックがありましたね。リーマンショックは大きいです。今やこのイタリア、ギリシャ、あっちのほうヨーロッパ、すべての影響が出てきてどのようにしていくか。同時に中国、

アメリカ経済、この財政の崖、ねじれ現象にあるということがあって、そういう状況があってそれをどうやって乗り越えていくかという努力はしているわけであります。 西郷村が不交付団体というふうになりましたのも、先輩のそういった努力の上に立った優良企業が頑張って時流に乗ったというふうに私は思っています。では、その後どうなったのか。日本国じゅうすべて今冷え切っている。そしてどうこのデフレと、あるいはこの財政出動してという今いろいろ街頭演説で言われておりますが、果たして功を奏するかどうか、非常に心配なところがあります。しかし、そんなことばかり言っていられない。その努力をしようではないかという気持ちがあります。

では、思い返してみましょう。やっぱり甲子トンネルがあった後に、我々一条の光が見えたと思って、この会津と手を組んでやろうとした。ATカーニーもそういえばそうでしたね。あのときもやっぱり原発をどう克服していくかということの一つの問題でもあった。その後、やっぱり今塩漬けになっている土地、それをどう利活用していくか。毎年東京で知事を筆頭とする企業立地懇談会があります。200社以上集まる。西郷村についても非常に関心を持って応援してくださる会社がいっぱいあります。やっぱり今いる既存の会社、あるいは横のつながり、そういった人のつながりによってうまくいくというところがあります。なかなか今の天下の経済情勢は容易ではありません。しかし、めげることなく継続していく、それが先人に対する恩返しであろうと。さらに我々の子どもたちの、子孫に対する力であろうというふうに思っておりますので、さらに努力していきたいと思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。
- ○15番(佐藤富男君) 評論家の話はもう結構でございます。具体的な実務者の話を聞きたかったんです。今、ATカーニーの話が出ましたけれども、せっかくですから私も一言申し上げます。これ2012年3月21日の日経ビジネス、いいですか。佐藤正博村長が、「『結局、国も県も私たちの計画を受け入れる体制が整っていなかったということでしょうね』、福島県西郷村の村長、佐藤正博はため息まじりにつぶやいた」、ATカーニーの問題をこう言っているんです。だから、結局村長の考えたことは全く根底からだめだったということ、最初から。(不規則発言あり)それからもう一つは、当時、鈴木平作村長がこれだけ企業誘致するときに、高久喜正助役は自分の助役席の机の上に常に西郷村の地図を広げてやっていました。今は亡きある議員に、お前不動産屋か、とこうののしられました。高久喜正さんは。ところが、あの人は常に図面を広げて、常にレインコートを着て東京へ足しげく何回も通っていました。そして今の村があるんです。

それと村長、こんなことは言いたくなかったんですが、一言言わせてもらいます。 その頑張った高久喜正助役さん、この方に、亡くなる半年、1年前です、お会いして 話を聞いたときにこう言っていましたよ。佐藤帰一さんに企業誘致しようと一生懸命 言った。佐藤帰一さんは、西郷村は農業の村だから企業誘致はいいんだ、そう言われ てできなかったと言うんですよ。私に言いました。そして、鈴木平作村長に代わって から高久喜正さんは水を得た魚のごとく、これだけの大きな工業団地を4つつくって 企業を誘致したんです。今の村の礎をつくったんです。このことだけは私はこう申し上げておきたいと思います。村長も負けないで頑張ってください。お願いいたします。 (不規則発言あり)

- ○議長(鈴木宏始君) もう時間ないからいいでしょう。
 - 15番佐藤富男君の一般質問は終わりました。
 - ◎休憩の宣告
- ○議長(鈴木宏始君) これより午後2時30分まで休憩いたします。

(午後2時10分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後2時30分)

○議長(鈴木宏始君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。 通告第3、3番南舘かつえ君の一般質問を許します。3番南舘かつえ君。

◇3番 南舘かつえ君

- 1. 子ども・子育て支援関連3法に関する予算について
- ○3番(南舘かつえ君) 3番。通告の順に従いまして一般質問をさせていただきます。 子ども・子育て支援関連3法に関する予算についてお伺いいたします。社会保障と 税の一体改革の重要な柱の一つとして、さきの通常国会で子ども・子育て関連3法が 成立いたしました。この法律は、保育所、幼稚園、認定こども園の拡充など、子育て 環境の充実を図ることを目的としています。具体的な制度運用に当たっては、自治体、 特に市区町村が重要な役目を担うことになっており、各自治体が本制度運用、平成 27年度施行の前の準備段階で地方版子ども・子育て会議の設置など、取り組まなけ ればならないことがあります。そのための予算をまずは来年度、平成25年度予算編 成において確保する必要があります。村として国の動向を見極めつつ、できる限り円 滑かつ速やかに新制度を導入できるように万全の準備をしていくべきであると思いま す。そこでお伺いいたします。1点目、子ども・子育て関連3法の概要についてです が、概要はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 3番南舘議員の一般質問にお答えいたします。

この子ども・子育て支援関連3法ということで、ご指摘のとおり、現下の少子高齢 化、あるいは男が一家の大黒柱ということが揺らいできている。いろんなことを考え ますときに、ご指摘のとおり子育て環境といったものを強化する必要があるという認 識のもとに、子ども・子育て支援法と認定こども園法の一部改正法、それから関係法 律の整備等に関する法律の3つが同時に、平成24年8月10日可決成立したところ でございます。やはりこのポイントといたしましては、認定こども園制度の改善、い ろいろこのこども園の運営、この子育ての一つの手法ですね。それから、幼稚園・保 育所を通じた共通の給付等の創設、なかなかばらばらになっている。あるいは地域の 子ども・子育て支援の充実。地域と申しますと、やはり市町村の前面に立つというふ うになりますので、こういった部分が強化されなければ、ただいまワーキングプアあ るいは若い方々の所得の水準、なかなか1人の働き手だけでは一家を支え、さらに子 どもを産み育てるという状況が打開できない、こういった内容からしてやはり新たな 制度を創設、あるいは拡充する必要があるということで、この幼稚園と保育園のよさ をあわせ持つ認定保育園、あるいは待機児童を解消すべきである、地域の子育て支援 といったもう少し強力な体制をとるべきだということを目的とした法律になっており ますので、なおこの細かいところを見て対応してまいりたいと思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 3番南舘かつえ君。
- ○3番(南舘かつえ君) その子育て支援のために重要な取り組みだと思います。それでは、具体的な内容に入っていきたいと思います。2点目といたしまして、地方版子ども・子育て会議設置に関する予算計上についてお伺いいたします。国においては、平成25年4月に子ども・子育て会議が設置されます。会議の構成メンバーとしては、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て支援当事者等、子ども・子

育て支援に関する事業に従事する者が想定され、子育て支援の政策決定過程から子育て家庭のニーズがしっかりと反映できるような仕組みとなっております。子ども・子育て支援法第77条においては、市区町村において地方版子ども・子育て会議を設置することを努力義務化しておりますが、子育て家庭のニーズを把握して施策を行う仕組みは国のみならず、地方において極めて重要です。村においても子育て家庭のニーズがより一層反映できるよう、来年度から子育て当事者等をメンバーとする合議制機関を新たに設置することが必要と思います。そして、会議開催のための経費を計上することも必要だと思いますが、この経費計上をする考えはあるかお伺いいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 2点目のご質問がありました。この法律にのっとっていきますと、 来年度は町村と、そしてその次の平成26年は計画の樹立確定、そして平成27年から実施、こういったスケジュールが示されております。ただいまご指摘のとおり、委員の内容につきましても決まっておりますので、このニーズの把握あるいは内容を反映した支援事業計画の策定ということにつきましては、万全を期していかなければならないというふうに思っておりますので、ご指摘のように会議、調査等の必要経費の予算を確保してまいります。
- ○議長(鈴木宏始君) 3番南舘かつえ君。
- ○3番(南舘かつえ君) 会議に当たっては、充実した内容にしていかなければなりません。そして、メンバー構成も村民の代表としての意識を持った人選をお願いしたいと思います。次に、3点目に入ります。事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費計上についてお伺いいたします。今回の子ども・子育て支援法の制定により、すべての自治体が事業計画を策定しなければならないこととなっております。事業計画策定に当たっては、国の基本指針に基づき子育て家庭の状況及びニーズをしっかりと調査し、把握することが求められております。平成27年度から本格施行に向け、事業計画を平成26年度半ばまでに策定するためには、平成25年度予算において事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費を計上することが必要だと思います。そこで、このニーズ調査のための経費を計上する考えがあるかお伺いいたします。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 先ほど、この委員会の立ち上げ等がということで、予算計上のことを申し上げました。この計画につきましても、ニーズとの密接な関係がございます。 このスケジュールに支障ないように、必要経費については予算を確保していきたい、 そのように思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 3番南舘かつえ君。
- ○3番(南舘かつえ君) 内容のある調査をお願いいたします。そして、調査後の対応もよろしくお願いしたいと思います。次に、4点目に入らさせていただきます。利用者への情報提供や相談受付等に対する村の体制整備についてお伺いいたします。新たな制度への移行に向け、利用者に対して新たな制度についての情報を丁寧に提供するとともに、地域子育て支援拠点などの身近な場所で利用者の気軽な相談にも応じられる

体制を整えていくことが必要だと思います。例えば横浜市では、保育コンシェルジュをすべての区に1人から2人配置し、利用者である保護者の方々のニーズや状況を伺い、それに合った保育サービスに関する情報提供を行っております。また、名古屋市では、保育案内人を配置して相談を受け付けているそうです。こうした取り組みを西郷村としても来年度から体制整備を実施すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) いろいろご指摘、名古屋の件とか他市のことをお教えいただきました。ご指摘のとおり、情報提供や相談の受付に対する村の体制については、より強化されるような方向の話でございます。そのとおりでございますので、よく保護者等の声を聞きながら、子育ての相談や親子の交流する場や一時的に預かる部分の拡充とか、そういったもののハード・ソフトを総合的に推進するという体制を整えていきたいというふうに思っております。現在、この関連法案につきましては、将来、詳細等について今なお定まっていない部分もございますので、取り組みにつきましては、今後、またこの詳細について把握して、いろいろ相談をしなければならないという部分がいっぱい出てくるのではないかというふうに思っておりますので、なおご指導、ご支援を賜りますようにお願いいたします。
- ○議長(鈴木宏始君) 3番南舘かつえ君。
- ○3番(南舘かつえ君) しっかりとした体制整備をしなければなりません。利用者に対して広報やホームページ等の活用もしていただきたいと思います。また、新たに設置するわけですから、行政側も仕事が増えてきます。そこで一番心配なことは、人手が足りるのか。片手間ではできないことなので、しっかりとした体制整備をしていただくためにも人員的配置を考えていただきたいと思いますが、最後にお聞きいたします。この新たな事業に対して人員的配置は考えておりますか、お伺いいたします。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) なおご指摘のように、仕事をやるといった場合は、人手が必要になってまいります。今、西郷村行革、あるいは新たな放射能対策、災害等いろいろありまして、仕事は急増しております。これに対しまして職員一丸となって、分担して、なかなかこれに特化するといったことも難しいわけでありますが、なおそこも乗り越えるという意欲のもとに分担してやっております。その法律の詳細、新たな体制の規模、そういったものを見ながら全力で対応する。そして、人員の確保についても極力図ってまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 3番南舘かつえ君。
- ○3番(南舘かつえ君) 前向きな答弁をいただきました。それでは、予算を計上していくわけですので、しっかりとした準備をして事業を取り組んでいただきたいと思います。また、片手間ではできないと先ほど言ったんですけれども、大事な子ども・子育ての対策なので、しっかりとした専門的に人員を置いてやっていただきたいと思いますが、もう一回最後にお伺いしたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 本当に子どものことということで、注意深い、優しい、いろんな 特別な条件が必要になってまいりますので、ご指摘のあったように十分注意して対応 していきたいと思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 3番南舘かつえ君。
- ○3番(南舘かつえ君) それでは、以上なんですけれども、これからも子育て支援対策 をしっかりと取り組んでいただきたいと思いまして、私の一般質問を終わります。
- ○議長(鈴木宏始君) 3番南舘かつえ君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長(鈴木宏始君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。 明日12月11日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。 本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後2時44分)